

2009

8

AUGUST

Vol.38

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



株式会社 RAC関西

特集1

座談会

公益社団法人への移行を踏まえた
委員会・部会の運営について

特集2

廃棄物処理制度専門委員会報告書(案)について

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

講習期間、受講料	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
9月	兵庫会場 24日～25日	滋賀会場 9月15日 ～9月18日					
10月	和歌山会場 14日～15日 大阪会場 28日～29日	大阪会場 9月29日 ～10月2日			和歌山会場：1日 京都会場：27日	兵庫会場 6日～7日	和歌山会場：2日 兵庫会場：8日 京都会場：28日 大阪会場：30日
11月	滋賀会場 10日～11日		大阪会場 11日～13日				滋賀会場：12日
12月	京都会場 1日～2日 兵庫会場 10日～11日				大阪会場：17日		京都会場：3日 大阪会場：18日
平成22年 1月	大阪会場 21日～22日		兵庫会場 19日～21日		和歌山会場：26日 兵庫会場：27日 滋賀会場：28日		兵庫会場：26日 和歌山会場：27日 滋賀会場：29日
2月	京都会場 23日～24日				京都会場：18日	京都会場 9日～10日	京都会場：19日
3月	兵庫会場 4日～5日 大阪会場 10日～11日	京都会場 9日～12日			大阪会場：18日		兵庫会場：3日 大阪会場：19日

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場  (社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL：077(521)2550 (こうぜんビル2階)	大阪会場  (社) 大阪府産業廃棄物協会 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 TEL：06(6943)4016 (中央谷町ビル5階)	奈良会場  (社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL：0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
京都会場  (社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL：075(694)3402 (Johnsonビル2階)	兵庫会場  (社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通4-1-12 TEL：078(371)3177 (日新ビル301)	和歌山会場  (社) 和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8269 和歌山市小松原通1-1-11 TEL：073(435)5600 (大岩ビル6階)

許可証の有効期限を

許可証の有効期限は5年です

チェック!!

気がついたら「許可証が有効期限切れ!」というケースが時々見受けられます。許可証の更新手続きをしないと、許可は失効します。このようなことにならないよう、許可証は常に目の届く場所等に掲示して、有効期限がいつになっているのか、注意しておきましょう。

- 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請に関する講習会の受講はお済みでしょうか。更新許可申請には有効な講習会修了証が必要です。更新許可講習会の修了証の有効期限は、大阪府・兵庫県は発効日から5年、その他の地域は2年となっています。複数の地域で許可をお持ちの方は、特にご注意ください。
- 更新許可申請の受付期限日は、行政庁によって3ヶ月から2ヶ月と幅がありますので、講習会の受講は、少なくとも6ヶ月前位に済ませられることをお勧めします。
- 更新講習会は大阪では年4回開催されています。許可期限間近になっての受講は、大阪や近隣府県での講習会があるとは限らず、その場合は、遠隔地でも受講していただかなければいけません。時間的にも経費的にも負担が大きくなります。
- なお、全国の講習会期日・会場等が記載されている講習会の「受講の手引き」(申請書)は協会事務局にございます。ご入用の際は、協会事務局までご連絡ください。

C O N T E N T S

特集1 ● 座談会

公益社団法人への移行を踏まえた委員会・部会の
運営について

2

特集2 ● 廃棄物処理制度専門委員会報告書(案)について

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
廃棄物処理制度専門委員会

8

行政だより ● 【寄 稿】

事業系ごみの適正区分・適正処理の一層の推進について

18

【要点解説】

新型インフルエンザ対策ガイドラインについて

25

平成21年5月改訂版感染性廃棄物処理マニュアルについて

26

【連 絡】

使用済みブラウン管テレビ輸出時における

中古品判断基準について（平成21年6月1日事務連絡）

27

廃棄物処理法施行規則の一部を改正する

省令（案）等の概要

31

OSK通信

38

新規入会会員紹介

40

資 料 ● 暴力団の不当要求等介入事例実態調査事業報告書
(環境省)

42

会員紹介 ● 株式会社 RAC 関西

56

特集 1

座談会

公益社団法人への移行を踏まえた
委員会・部会の運営について

組織広報委員長 白坂 悦夫

危機管理委員長 田中 正敏

法政策調査委員長 片渕 昭人

収集運搬部会長 井出 保

再生処分部会長 河野 俊二

司会 事務局 長 田尾 利光

司会

それでは「公益社団法人への移行を踏まえた委員会・部会の運営について」と題しまして、座談会を始めさせていただきます。

ご承知のとおり、従来の公益法人、いわゆる民法34条に基づく公益法人の運営につきましては、法律上の詳細な規定がなく、主務官庁が監督しておりました。また、運営のための要件は各主務官庁の裁量権に委ねられており、主務官庁ごとにばらつきがありました。

公益法人認定法はこれまで主務官庁の許可により設立・監督が行われていた公益法人制度を改め、独立した民間参加の公益認定委員会が公益性を認定する制度で、平成20年12月1日から5年間、つまり平成25年11月末の移行期間の終了までに移行申請を行う必要があります。

当協会は、平成20年度の通常総会において公益社団法人を目指すことを明らかにし、さらに平成21年5月25日の通常総会において公益目的事業を中心に事業計画を策定し、ご承認いただいたところです。そこで、公益認定を受けるために重要なのは公益目的事業であります。今回、各委員会・部会の代表者である皆さんに集まっていただき公益社団法人を目指すために重要な公益目的事業に

ついて議論いただくわけですが、その前に各委員会・部会の代表である皆さんに、それぞれの活動状況についてご報告いただきたいと思います。

それでは、まず始めに長い歴史をお持ちの組織広報委員会の白坂委員長からお願いします。

白坂

今まで組織広報委員会は会員に対する情報の提供とか、会員の資質の向上、これをしていこうということでやってきた。それから入会審査ということで新しい会員を募集し、その方々の入会審査をするということ

で今までやってきました。それと今年から、公益的なものとして施設見学、これについては再生処分部会に移管したが、長年、いろいろなところを見せてもらい、いろんな技術を習得してもらうということで今までやってきた。新しい公益法人について組織広報委員会として何ができるのかと



白坂 悦夫

いう形で、これから議論していきたい。

司会

それでは危機管理委員会の田中委員長よろしく。

田中

危機管理委員会は2年前、相次ぐ廃掃法改正に起因する廃棄物処理市場の多様化や、関係機関や団体との連携や交流機会の増加など、処理業界の相対的な高度化が求められており、「他団体に依存しない社団法人」



田中正敏

として存続していくための事業戦略立案及び実行できる組織体系へのニーズに基づき事業内容の見直しを行いました。

その内容ですが、危機的状況下において発生し、その除去に緊急性を要する廃棄物、例えば不法投棄物及び災害廃棄物に関する処理計画の策定及び関係機関・団体との連携を図ること。また、有害廃棄物である、飛散性の廃石綿、感染性、ダイオキシン類、PCB、硫酸ピッチ等の適正処理に関する情報提供や普及啓発などの事業です。

そのほかに、廃棄物処理業の労働安全衛生に関する普及啓発などを行い、廃棄物処理に関する種々のリスクを総括的に検討し、最適な情報の提供と管理を行うことによって、協会員ならび社会に対し貢献していきたいと考えています。

司会

危機管理委員会において、何か具体的な事業として取組んだものはありますか

田中

すでに平成18年3月には大阪府との間で「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しております。また、労働安全衛生に関しては協会員に対し、産業廃棄物処

理業におけるモデル安全衛生規定の解説セミナーの開催や演習を盛り込んだリスクアセスメント講習会を3回開催いたしました。

司会

それでは法政策調査委員会の片渕委員長よろしく。

片渕

法政策調査委員会というのは、昨年できた新しい委員会で何をすればいいかわからないというのが実情だ。昨年は、いろいろ議論して廃棄物処理施設を造るための他法令との関係を論じてきたのだが、なかなか一つものにし難かったということで、今年度からは公益事業ということから雑誌等で情報を普及するようなことをやっていこうということになった。第1回目は「通知で見る廃棄物処理法」、第2回目は大仲先生が書かれる「産業廃棄物処理業の経理的基礎」を、そして第3回目は議論しているが決まっていない。ただ問題点としてはテーマを決め、誰に執筆していただくか、費用的な問題とか問題点は多々残っているが一つ一つの目の前の問題から解決していきたいと考えている。

司会

続いて再生処分部会の河野部会長。

河野

再生処分部会が発足したのは平成19年の10月頃だったと思う。そのときに部会の方向についていろいろ議論があった。当初は再生処分部会ということでリサイクル品の仕入れと販売ということで、市況調査という形でスタートしたが、市況調査というものが難しいのではということから昨年から公益性ということから9品目の廃プラスチックとか建設汚泥とか……9品目にわたってどのように流れているか、どのようにリサイクルされているか、具体的に挙げていってそれを広く一般の方に情報として提供していけばいいのではないかとということからスタートしている。

司会

続いて収集運搬部会の井出部会長よろしく。

井出

先般、近道部会長から引き継ぎ、まだ各委員長・部会長のように経験もないんですけど……。近道部会長がよく言われていたのは、会員の大多数は収集運搬をされており、その会員の相互利益といえますか、



井出 保

その会員が会費を払っていることの意味を考えて、そのメリットを会員に返す事業が組織の事業ではないかと……。これは公益社団法人を目指す目的からは若干外れるかも知れないが、私は、個人的には、会員の利益を目指す方向に行くべきではないかという思いを持っている。

ただ組織として決議されていることですから、個人的な思いは別として今の事業を進めていくとすれば、一応の完成を見ました収集運搬作業マニュアル、今会の全産連の「収集運搬のすすめ」という資料の中に、大阪から出したマニュアルの一部が掲載されていると……。非常に有効な意味があったのではないかなと思っている。これを、引き続き映像化・ビジュアル化し、文字の羅列ではなく見やすい資料を作っていこうという動きがある。9月にも一部、会議を外に持ち出して各車両……特殊車両を含めたいろんな車両の特性を踏まえた実地検分をしていこうということ考えている。こういうことを始めて公益目的に沿った事業活動をやっていきたいと考えている。

司会

これで、ひととおり各委員会・部会の現況報告を行ってもらったわけですが、それを踏まえて、次は公益社団法人を目指していく場合に、公益目的の事業が重要になるのだが、この公益目的事業を

簡単にいうと、不特定多数の利益のためにというのが目的になっている。そこで収集運搬部会について、実は、大阪府より不法投棄監視パトロールの協力という話もある。これは公益事業として認められるのではないかとと思われる。それから研修会だが、これも会員のみとなれば共益で、一般の方も含めて研修すれば公益目的ということになるかと思う。各企業が廃棄物の研修をしたいということで講師を派遣することも公益性があるといえるのではないかと。そこで今の例を踏まえ、各委員会・部会の意見、「こういうことをすれば公益事業といえるのではないかと」ということで思いつくことがあれば……。

収集運搬部会について不法投棄監視事業として先ほど例を挙げたので、まず収集運搬部会の井出さんお願いします。

井出

不特定多数という言葉がいちばん判りやすそうで判りにくい。どこまでを不特定多数の対象にするのか。まずその事業を有する者に限って……ということになると、各県の半分以上の業者さんは、協会の会員さんになっている。そう考えると不特定多数ということはどう捉えるのか。例えば収集運搬で特殊車両の扱いをマニュアル化する、映像化するという場合、一般の人は必要ないわけだ。考えられるのは、作業マニュアルをもう少し高度化して分厚く資料を作成して広範囲に広めていくことで、会社にとって社員にとってもわかりやすい資料を作ってそれを頒布していくことだろうか。

司会

組織広報委員会の白坂さん、お願いします。

白坂

組織広報委員会としては、協会を知らしめるということと、他の人に廃棄物処理法のことを知ってもらわなければならないということの両方がある。内と外ということだ。

外についてはホームページによる情報の発信があるし、また行政のカウンターにパンフレットを置くということもある。しかしそれも限定された

ものであるだろうし。会員ということであれば、FAXによる情報の発信とか、あるいはこのクリーンライフでもよいのだろうが、これを定期的に購読してもらうため、外に出していくということを検討してみる必要はある。

公益性といわれると難しいものがある。ただ青年部が取り組んでいた「さんぱいフォーラム」、あれは公益性のあるものと私は思っている。そういうものを協会としてやるのか、あるいは組織広報委員会としてやるのか……私のイメージとしては、そういうものだ。

司会

危機管理委員会の田中さん、お願いします。

田中

私たちの委員会では大きく3つの事業に分類できると考えております。

例えば、緊急性を要する不法投棄、災害等の廃棄物の処理計画策定ならびに実行という事業で、過去においても当協会は府内における不法投棄廃棄物の原状回復事業に専門的な知識と経験を活かして多くの案件を処理し、その技術力と機動性を十二分に発揮してきましたが、不幸にもその事実を知っている関係者は少ない。

我々業界に対する認識が低いので毎年1回程度大阪府を始めとした府下市町村担当者との意見交換会を開催し、万一の場合、迅速に対応できるような準備を進めておくことで廃棄物処理の重要性を再認識していただくと同時に広報などを通じてPRしてもらうことが必要です。災害等の廃棄物処理を説明できるのはゼネコンではなく我々廃棄物業者だけだと思っている。

次に、有害廃棄物関係については行政よりの情報をいち早く会員企業に流すとともに、会員企業より各々の顧客に対して廃棄物情報を伝える事で安全で確実な適正処理を推進するという事業で、これを適切に行えば不特定多数に対して多くの情報提供が出来る。

そして、労働安全衛生活動は我々の顧客でも取り組んでいることであり、むしろ我々よりも進んでいる。この活動を排出事業者と合同で開催し、排出事業者が望んでいる産廃業者の姿が見えてく

る。研修会などに排出事業者から事例発表してもらい多くの参加者を募るということも有意義な事業と考えている。

司会

片渕さんのご意見は

片渕

協会の今年の事業計画のなかでは、「廃棄物法制などの普及を促進し、もって循環型社会の形成及び廃棄物の適正処理並びに公衆衛生の改善を推進していくことを通して地球環境の保全を図る」ことを新事業目的と



片 渕 昭 人

しているが、本来のわれわれがこういう業界団体を作ったのは自分たちの利益もあるのだろうけど、もっとほかに一般の人に産業廃棄物について理解してもらいたいという思いもある。廃棄物にたいする悪いイメージを変えることも公益性だろうと思う。環境を理解してもらうことが公益性となるのではないかと。理解してもらうことが、ひいてはわれわれのビジネスライフに結びついていくことになると思う。今までの活動で産廃というのを理解してもらってきた。そういう公益性の中で理解してもらうことで、ひいては適正処理なりリサイクルが進んでいく。これが大事ではないか。そう考えると「さんぱいフォーラム」というのはすごく公益性がある。対象が一般の人に現状を知ってもらって理解してもらって一緒に考えてもらおうという場所であったわけだ。そういう事業は非常に重要だ。

司会

続いて、河野さんのご意見は

河野

今、片渕さんが言われたが、再生処分部会は専

門的分野の集団が集まった部会で、要するにリサイクルそのものが大きく公益目的事業ではないのかなと思う。

RPFにしても、RDFにしても、今の時代、低炭素社会と言われているように、そういったことが大きな公益的な事業ではないのかなと思っている。

そう考えると、それに取り組んでいる会員自体が公益的な立場にあります。それが集団として社団法人化されて、そしてこれが公益社団に向けていこうとしている。

今、RPFについてのレポートについて担当者も資料の少ない中、時間をかけて最後までまとめていこうと頑張っているが、ただ歴史が浅い部会で、データが少ないし専門誌も少ない中やっているため、困難を極めている。でも若い人たちが取り組んでいるので、何とかまとめて発刊できればと考えている。

この専門的な人たちの情報が発刊できるということが、大きな公益的な事業になるのではないかと思います。

司会

今、協会は廃棄物管理士講習会に取り組んでおり、昨年は600名以上の受講者があった。これは不特定である排出事業者に向けての講習会で公益性といえるのではないかと考えている。また環境展で相談コーナーを設けて相談に応じるということも公益性といえるのではないかな。

白坂

公益法人だから多数の人に教えなければいけない……というところが分かりにくい。廃棄物関係者以外にも教えなければいけないのが不特定多数なのか、それとも会員以外の廃棄物関係者でいいのか……。

司会

社団を構成している会員のみ限定する事業ということではなく、会員という枠を超えて広がってほしいというのが趣旨なのではないだろうか。

ただ、はじめての取組で……全く先例のないこ

とですので、誰もが戸惑っているというのが本当のところなんでしょう。

我々は従来から汗を流して、公益ということでは事業をしてきたのに、更に枠を広げて不特定多数といわれても……困る部分がある。

そこで、次に各委員会・部会の代表者にお聞きするが、公益事業について各委員会・部会として、どうことが考えられるかについてお願いします。

白坂

組織広報のなかの広報でいけば「なにわ産廃塾」をホームページで一般に広報するということは対外的だから、それでやってもいいのではないかな。「なにわ産廃塾」は30人程度の規模なのでスクール形式にして枠を広げることも検討することが必要ではないかなと思う。

それから会員にとって有意義なデータと会員でなくとも参考になる情報が協会に入ってくるので、そういう情報を……たとえば排ガス規制なんかは会員でなくても知ってなければならぬ情報だが、そういう情報を広報として発信することは必要と思う。

田中

委員会が取り組んでいるヒヤリハット事例集などを作成して会員企業を通じて顧客に送付していけば、顧客とのコミュニケーションが図れ、処理業界の高度化が図れると考えるが。

井出

収集運搬については収集運搬の機材を使うのが主になってくる。協会の会員でなくても、ホームページで運転技術者を含めた研修を呼びかけることはできる。

車両メーカーと連携して何かできないかということも考えている。

片淵

発刊物のなかにテーマを盛り込んでいって……公共性のあるテーマを絞り込んでいけばいいのではないかと考えている。

例えば、二酸化炭素削減方法とか、企業向けに収集運搬するのにどれだけ二酸化炭素を排出する

とか。そういうのを検討して一般にだしていくのもいいように思う。また廃棄物の全体的な流れを調査するのもいい。そうすれば国とか大阪府の施策に非常に役に立つのではないかな。

考えればたくさんテーマというのが出てくるのではないかな。その中で論議してどこにテーマを絞り込むか委員会でこれから揉んでいきたいと考えている。

河野

再生処分部会というのはどちらかというと専門的な業者が集まって共同して作るというよりも、それぞれの部会委員が成果をだして、それを完成させていくということで、全体でやるという取組ではない。部会で集まって皆さんの意見を聞きながら検討する必要があるように思う。



河野 俊二

司会

公益社団法人というのがどういうものか、まだまだ実体が判りづらい。ある意味では影におびえてる部分があるのかもしれない。ただ新しい公益社団法人についてキーワードが不特定多数という言葉であることは間違いない。

皆さん各委員会・部会の責任者ということで、これからこの不特定多数という言葉の意味を頭にいれていただいて、新しい視点で各委員会・部会の運営に取り組んでいただければと思います。

本日は有難うございました。

以上



司会 田尾 利光



特集 2

廃棄物処理制度専門委員会報告書(案) について

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
廃棄物処理制度専門委員会

1. 背景と経緯

我が国における廃棄物の適正処理を確保し、循環型社会を形成していくため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）においては、累次の改正により、排出事業者責任の徹底、廃棄物処理業許可・廃棄物処理施設設置許可制度の整備、最終処分場対策、有害な及び適正処理が困難である廃棄物への対策、不法投棄対策の徹底、排出抑制の徹底、再生利用の促進等を図ってきたところである。

このような状況の中、平成9年に改正された廃棄物処理法が施行されてから10年が経過し、平成9年改正法の附則及び平成12年以降の累次の改正法の附則に基づき政府において施行状況について検討を加えることとされていることを踏まえ、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に廃棄物処理制度専門委員会を設置し、総合的な検討を行うこととされた。

廃棄物処理制度専門委員会においては、まず施策の施行状況の点検を行い、これまでの適正処理対策により相当程度の効果はあったものの、廃棄物処理の構造改革は未だ途上にあり、諸課題の解決に向けて今後更なる取組を検討する必要があること、また、3R推進の取組については、個別リサイクル法に基づく取組と相まって一定の効果があったものの、産業廃棄物の排出抑制を促進する取組は必ずしも十分とはいえないとの評価を行った。これを受け、平成20年12月には、廃棄物処理政策において検討すべき論点を整理した。

その後、廃棄物処理制度専門委員会において各論点について検討を行い、以下のとおり検討結果を取りまとめたものである。

2. 基本的視点

世界的な資源制約が顕在化しつつある昨今において、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする循環型社会を形成していく必要性が一層高まっている。他方で、今なお不法投棄を始めとする不適正処理は後を絶たず、排出事業者責任が全うされているとは言い難い。また、廃棄物の排出量は高水準で推移している一方で、最終処分場の新規立地難は解消されておらず、我が国の将来における適正処理の受皿となる体制は十分とはいえない。こうした状況の中で循環型社会への転換をより進めていくには、適正な循環的利用の徹底を図った上でなお循環的利用が行われないものについては適正な処分が確保されなければならない。このため、適正処理の確保という観点から循環型社会の下支えとなるいわば土台の役割を主に担っている廃棄物処理制度について各論点を検討するに当たっては、次のような視点に立つて行うことが適当である。

（1）適正な循環的利用の推進

持続可能な社会の構築に当たっては、環境と経済をともに向上・発展させつつ、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うことにより廃棄物の減量化を進めることが重要である。その際、経済状況の影響を受けて資源の価値が大幅に変動することもあることも踏まえ、不適正処理の防止に十分配慮すべきである。

（2）排出事業者責任の充実

産業廃棄物の処理に当たっては、排出事業者が自ら行う（以下「自ら処理」という。）

場合と、排出事業者が廃棄物処理業者等へ委託して行う（以下「委託処理」という。）場合があるが、委託処理の場合であっても、排出事業者が最終処分まで含めてその一連の行程における処理が適正に行われることの責任を負うこととされており、この原則は産業廃棄物の確実かつ適正な処理の確保のために重要である。自ら処理における不法投棄等不適正処理が多発している状況を踏まえ、自ら処理と委託処理のいずれにおいても適正処理が確保されるようその担保措置についても偏りのない制度とする必要がある。

（３）処理業者による適正処理の確保

適正処理が確保されるためには、まずは不適正処理業者の排除を徹底していくとともに、適正に処理する業者が、不適正な処理を安価で行う者よりも優位に立つことができるようにすることが求められる。このため、産業廃棄物処理を委託する際には、より優良な処理業者が選ばれるよう排出事業者等の意識の醸成一層図っていくとともに、適正に処理する業者が円滑に事業活動を行えるよう、不適正処理を招くことにならないよう配慮しつつ、合理的な制度とする必要がある。

（４）現場での機動的な対処を重視した仕組みづくり

廃棄物の不適正処理の未然防止・拡大防止を図るため、行政処分の対象を拡大するなど、強化してきた規制の実効性を更に高めることにより、権限を有する地方自治体が可能な限り迅速に対処できる仕組みとすることが必要である。また、産業廃棄物が全国的に移動し広域処理が行われていることにかんがみ、法制度を統一的に運用していくことが求められる。

３．制度見直しの主な論点

（１）排出事業者責任の強化・徹底

①現状と課題

排出事業者は、自ら処理か、委託処理かを選択することができ、自ら処理する場合には産業廃棄物処理基準の遵守、委託処理の場合には委託基準、マニフェスト制度の遵守など、

それぞれ、排出事業者責任を担保するための制度改正が順次行われてきた。

しかし、自ら処理による不適正処理や、自ら処理には処理業許可が不要であることに乗じ自ら処理と称した不法投棄等の不適正処理が今なお多く発生している。こうした事態の発覚の遅れや、不適正処理を行っている処理業者に対する委託を継続する行為が、生活環境保全上の支障の大規模化を招いている。

このため、自ら処理については委託処理と比較して責任担保策にバランスを欠く部分があること、また、委託処理については最終処分まで含め適正処理を確保することに係る排出事業者の責任が全うされることが確実となっていないことを踏まえ、実体規定を改善していくことが必要である。さらに、そもそも誰が排出事業者責任を有するのか客観的に不明確である場合、責任を有する者を確定させるまでに時間を要し、不適正処理の拡大を防止できないという問題があるため、不適正処理の未然防止を図り、不適正処理がなされている場合には迅速に対処し得る制度を整備していくことが強く求められている。

②見直しの方向性

（ア）適正な自ら処理の確保

産業廃棄物を自ら処理する排出事業者には帳簿の作成及び保存を求めるべきである。

また、廃棄物の不適正な保管を早期に発見できるようにするため、排出事業者自らが排出事業所から搬出して保管する場合等には、その保管場所をあらかじめ明らかにし、届出制等を設けて都道府県知事が把握するべきである。

（イ）適正な委託処理の確保

排出事業者が処理を委託した場合の適正処理を確保する方策として、マニフェストの写しが一定期間内に送付されない又は虚偽記載があるなどのマニフェスト義務違反に対して都道府県知事が迅速に確認し対処できる仕組みを設けるべきである。特に、紙マニフェストの場合には、排出事業者は、運搬又は処分の受託者から送付されたマニフェストの写しについては保存義務があるが、交付したマニフェストについては保存義務がなく、交付したマニフェストが保存されていなければそれ

それを照合して違反の有無の確認が困難であるため、まずは、排出事業者が交付したマニフェストの保存を義務付けるべきである。なお、電子マニフェストについては更なる普及を促進するべきであるが、その義務化の必要性については、少量・少頻度の排出事業者の費用負担等も踏まえ継続的に検討するべきである。

さらに、産業廃棄物処分業者等に委託した処理が処理基準等を遵守してなされたかということまで確認するため、排出事業者及び中間処理業者は、委託した処理の状況を定期的な実地確認や産業廃棄物処分業者等による情報の提供又は公表等により確認するべきである。排出事業者が直接委託していない処理（例えば、中間処理後の最終処分）に関しては、原則として直接委託した者が確認し排出事業者はその結果を確認すればよいとすることが考えられる。

また、排出事業者が最終処分までの一連の処理が適正に行われるよう措置を講じなければならないという義務の実効性を高める観点から、不適正処理若しくは異常等が発生した又は行政処分を受けた受託者は排出事業者に速やかに連絡をし、排出事業者は当該連絡を受けた場合は必要な措置を講じるものとするべきである。

（ウ）排出事業者の明確化

建設系産業廃棄物については、排出場所が一定でないことや、建設工事の請負形態によっては排出事業者の特定が困難な場合があり、中にはこれを悪用して自ら処理であると称した無許可での不適正処理が行われていることがあるため、排出事業者に該当する者が明らかになるようにするべきである。

（２）廃棄物処理業の許可制度の整備と優良化の推進

①現状と課題

廃棄物処理法においては、適正な処理を担保する手段として廃棄物処理業に係る許可制度が設けられており、一般廃棄物処理業については市町村長の許可、産業廃棄物処理業については都道府県知事又は政令市の長の許可が必要とされている。これは、自ら利用できず他人に有償で売却できないために不要となっ

たものであるという廃棄物の特性上、その取扱いを自由に行えるとした場合にぞんざいに扱われ生活環境の保全という公益に支障を生ずるおそれがあるためであり、許可基準や処理基準への適合性は厳正に確認し、不適合と判断される場合には迅速に対処することが極めて重要である。他方で、適正な処理業者の事業活動を阻害しないよう、それらの手続は合理的なものとする必要がある。

また、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際により優良な産業廃棄物処理業者を選択することにより、不適正処理リスクを低減し、信頼できる産業廃棄物処理体制を構築していくことが求められている。

②見直しの方向性

（ア）許可基準の明確化及び合理化

産業廃棄物処理業者又は産業廃棄物処理施設設置者の許可の基準の一つに、産業廃棄物の処理若しくは施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することが必要とされているが、許可審査に当たりどのような書類に基づきどこまで審査すべきかが不明確な部分があるため、判断基準やその手続をより明確にするべきである。

また、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置の許可における欠格要件については、許可取消しの一部裁量化や施設設置許可における欠格要件廃止等の欠格要件の体系を大きく見直すことができる段階には至っていないが、経営の大規模化、多角化、経営連携化などの産業廃棄物処理業界を取り巻く状況変化があることから、許可取消しの無限連鎖を一次連鎖で止めるとともに、一次連鎖の起こる場合についても、許可取消原因が廃棄物処理法上の悪質性が重大な場合に限定するべきである。

（イ）処理基準の適正化

過剰保管による生活環境保全上の支障を防止する観点から、中間処理（自ら処理も含む）後の産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物）を中間処理を行った者が保管する場合であっても、リサイクルを阻害しないよう一定の配慮をしつつ、処理基準として定められている保管期

間・保管数量の基準が適用されることとするべきである。

(ウ) 産業廃棄物収集運搬業許可制度の簡素化

産業廃棄物については、許可権限を有する地方公共団体の細分化、許可基準等の強化に伴う許可申請等に要する書類の増加等の事情もあり、収集運搬業許可に係る手続負担が重くなっていることに加え、大都市圏での最終処分場残余容量のひっ迫や大規模リサイクルの進展により産業廃棄物の広域的な収集運搬が一層進んでいることから、収集運搬業許可手続を合理的なものとする必要性が高まっている。

他方で、未だ産業廃棄物処理の構造改革は途上にあり、許可業者による不法投棄事案の多くは収集運搬業者が関与しているという実態にかんがみれば、許可手続の合理化に当たって不適正処理に対する監督体制が揺らぐことがあってはならない。このため、許可取消の義務規定や個々の欠格要件の堅持、保管施設への取締強化、帳簿義務の強化、排出事業者による委託先の適正処理確認等、排出事業者責任の強化・徹底、罰則の強化等を始めとする措置によって、より強固な適正処理体制が構築され、産業廃棄物処理に対する国民の不信任・不安感が払拭されることが必要となる。

産業廃棄物収集運搬業許可手続の合理化の手法については、申請者の負担軽減と、不適正処理に対する都道府県等による監督体制の徹底という2つの観点からバランスのとれた簡素な手続となるよう、地方分権の考え方との調整や法制的な整理も含め慎重に検討するべきである。

(エ) 許可業者が行政処分等を受けた場合の対応

行政処分を受けている産業廃棄物処理業者に対する委託が継続されることにより不適正処理が拡大することを防止するため、行政処分を受けた産業廃棄物処理業者は、委託者に対してその旨連絡することとするべきである。また、都道府県知事等は、産業廃棄物処理業者等に行った行政処分の情報をホームページ等を利用して広く排出事業者公表し、国は全国の公表状況を確認できるサイトを整備するなどの取組を進めるべきである。

(オ) 産業廃棄物処理業者の優良化

優良な産業廃棄物処理業者が排出事業者から選択される仕組みとしては、優良品評価制度があるが、優良品認定の基準の見直しや、許可証における優良品認定の表記をわかりやすくするなど、制度を充実・改良していくべきである。また、排出事業者は、排出事業者責任を確実に果たすため、優良品認定業者を積極的に選択していくことが望ましい。特に、環境省を始めとする国、地方公共団体においては、優良品認定業者を率先して選択するようにすべきである。

(3) 廃棄物処理施設設置許可制度及び最終処分場対策の整備

①現状と課題

廃棄物処理法においては、生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのある廃棄物処理施設について許可制度にかからしめ、最終処分場については埋立終了後も廃止が確認されるまで環境汚染を防止するため維持管理が必要という特殊性にかんがみ、維持管理積立金制度を設けている。

しかし、廃棄物処理施設の設置に当たっては、そもそも汚物又は不要物である廃棄物を集積し処理される施設の周辺住民にとっては迷惑施設として受け止められていること、また、安定型処分場を始めとする廃棄物処理施設に対する不信任が払拭されていないことなどを背景に、依然として立地が困難な状況にある。

廃棄物処理施設は適正処理の受け皿の要となる基幹施設として極めて重要なものであり、我が国における長期安定的な処理体制の維持のため、引き続き適切に配備されることが不可欠であり、異常時や倒産・許可取消し時の手続整備や、情報の透明化を図ることにより、廃棄物処理施設への信頼を醸成していくことが求められている。

②見直しの方向性

(ア) 安定型最終処分場対策の強化

安定型最終処分場については、一部の処分場において安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物の付着・混入が見られるなどの課題が指摘されている一方で、産業廃棄物の処理に関

して大きな役割を果たしてきている。このため、安定型最終処分場類型を廃止するのではなく、その実態を把握・評価し、安定型5品目以外の付着・混入を防止するための仕組みを強化するとともに、最終処分場において浸透水等のチェック機能の強化等について更に検討していくべきである。

(イ) 廃棄物処理施設の設置手続・稼働状況の透明化

廃棄物処理施設の設置に関するリスクコミュニケーションを図っていくという観点から、廃棄物処理施設の設置手続において、環境影響評価法等に基づく事前手続との重複に配慮しつつ、申請者が近隣市町村及び利害関係者から都道府県等に提出された生活環境保全上の意見に対する見解を明らかにする仕組みを設けるべきである。

また、廃棄物処理施設から生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある状態が看過されることがないように、施設許可を更新制とすること又は定期的に都道府県等による検査を受けることとし、また、その検査結果及び維持管理状況を情報公開するべきである。

(ウ) 異常が生じた廃棄物処理施設への対応

施設点検、機能検査、水質検査等において異常が検知された場合に迅速かつ的確に対処するため、維持管理基準に基本的な措置内容を明記するとともに、施設ごとに作成する維持管理計画に、生活環境影響調査結果等に基づき周辺地域の生活環境の保全等へ適正な配慮がなされるよう講じる必要がある内容をあらかじめ具体的に記載するべきである。また、異常が検知された旨速やかに都道府県等に届け出るとともに、原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置として実際に講じた措置内容について帳簿に記載することとするべきである。

(エ) 設置者が不在となった廃棄物最終処分場対策

最終処分場は埋立処分終了後も、都道府県等から廃止の確認を受けるまでは浸出液の処理等の維持管理が必要となる。このため、施設許可を取り消されたときや破産したとき等施設設置者が不在となった場合、許可が取り消された施設設置者等に、管理する必要がない状態となるまで基準に従い継続的な管理を

行う責任を負わせるべきである。

また、適切に管理を行う者がその最終処分場について積み立てられた維持管理積立金を取り戻して管理費用に充てることを可能とするとともに、維持管理積立金を積み立てない者については許可を取り消す又は罰則を設け、維持管理費用の確保を確実にするべきである。

(オ) 廃棄物最終処分場の施設整備

廃棄物最終処分場は、我が国の適正処理体制の維持のため将来にわたって安定的に確保されなければならない。現在、新規立地が困難となり新規許可件数が減少していることを踏まえ、今後とも予算措置、税制の活用による支援や公共関与により積極的に施設整備を進めていくべきである。

(4) 不法投棄等の対策の強化・徹底

①現状と課題

産業廃棄物の不法投棄の状況としては、投棄件数、投棄量ともに減少してきているものの、不法投棄の撲滅には至っておらず、今なお過剰保管を始めとした不適正処理は多く発生している。また、不法投棄等の残存事案については、残存件数、残存量とも昨今ほとんど変化していない。さらに、昨今の経済不況に伴う資源価格の大幅変動、排出事業者の廃棄物適正処理費用を捻出する体力不足等により、不適正処理リスクが高まっている。

不法投棄等の不適正処理の対策については、早期発見等による未然防止・拡大防止を更に徹底・強化するとともに、いわゆる棄て得・やり得が生じないように実行者及び関与者に対する厳しい責任追及をしていくことが強く求められている。

また、不法投棄等の残存事案については、個々の事案ごとに生活環境保全上の支障の程度に応じた対応を計画的かつ目に見える形で進めていくことが必要である。

②見直しの方向性

(ア) 行政処分強化

より効率的で密度の高い監視網を形成するため、廃棄物の適正処理に識見を有する者等の協力や人工衛星を活用した監視活動の体制を整えていくべきである。

また、不適正処理が行われた土地の所有者

等の実行者及び関与者と疑われる者に対して広く報告徴収を行うとともに、当該者の土地・車両・事務所・事業場等への立入検査を行えるようにするべきである。

さらに、収集運搬（積替保管を含む。）や保管によって生じた生活環境保全上の支障等の除去等を行う必要があるにもかかわらず処分者等に除去する意思又は能力がない場合に迅速に対応できるよう、処理基準違反の収集運搬や保管基準違反の保管も措置命令の対象に含めるべきである。

なお、廃棄物処理法を遵守しない悪質な許可業者や、自ら処理と称した無許可業者等に対し、法的効果を伴わない行政指導を繰り返し、行政指導に従うと偽り一向に是正しない悪質業者が営業を継続することを許容している地方自治体が依然として散見されるが、こうした姿勢が廃棄物処理及び廃棄物行政に対する国民の不信を招く一因となっているため、不適正処理を始めとする違反行為を把握した場合は、迅速かつ厳正に行政処分を行う方針で取締りに臨むことを更に徹底すべきである。

（イ）罰則の強化

今なお不法投棄等の不適正処理が撲滅されていない状況においては、抑止力を更に高めて不適正処理の発生を防止する観点から、大規模化につながりやすい反復継続的な不法投棄等の行為に対する罰則を引き上げるなど罰則を更に強化するべきである。

（ウ）残存事案への対応

不法投棄等の残存事案については、各事案ごとの生活環境保全上の支障の程度等について継続的に把握し、支障の程度に応じた今後の対応方針について国民に対して目に見える形で明らかにしていくべきである。

また、不法投棄等の支障除去等については、原因者等の責任で行われるべきであり、要する経費も全て原因者等に負担させることが原則である。しかし、生活環境保全上の支障等があるにもかかわらず原因者等が不明又は資力がない場合には、地域の環境保全に直接の責任を有する都道府県等が原因者等に代わり必要な措置を講ぜざるを得ない。産業廃棄物適正処理推進基金の利用や出えんの在り方等に関する検討が進められているところであるが、支障等が拡大しないよう速やかに措置を

講ずるためには、必要となる資金を手当てする社会的な支援制度を引き続き維持していくことが必要不可欠である。

（５）適正な処理が困難な廃棄物の対策の一層の推進

①現状と課題

市町村において適正な処理が困難な廃棄物については、市町村が有する設備及び技術に照らして適正な処理が全国的に困難となっていると認められる一般廃棄物を環境大臣が指定する制度の創設、個別リサイクル法や広域認定制度による対応等が行われてきた結果、廃FRP船の処理体制が整備されたほか、廃エアゾール製品については、市町村と業界が協力し充填物を出し切る製品構造（中身排出機構）への転換が進められてきた。また、廃スプリングマットレスについては、全生産量の約6割を占めるといわれている海外製品の製造者及び輸入業者の関与の在り方等を含め、メーカー等による処理体制の構築に向けた議論が続いている。

②見直しの方向性

適正な処理が困難な廃棄物については引き続き調査を行い、必要に応じて運用面で実効性のある対応が取られるよう、今後も議論していく必要がある。

（６）排出抑制と循環的利用の推進・徹底

①現状と課題

一般廃棄物は、有料化等の取組の結果、排出量は漸減傾向にある一方で、産業廃棄物は、多量の産業廃棄物を排出する事業者が策定する処理計画及び実施状況報告が公表される制度（以下「多量排出事業者処理計画制度」という。）により自主的取組が進められているものの、排出量はほぼ横ばいである。再生利用率については、環境大臣の認定による特例や再生事業者登録制度等に基づき再生利用が促進されてきた結果、一般廃棄物、産業廃棄物ともに上昇傾向にある。

循環型社会の形成に向け、原則として、排出事業者は、まずは廃棄物の排出抑制を徹底した上で、事業活動上排出せざるを得ない廃棄物については再使用、再生利用、熱回収を

行っていくという取組を選択することが求められるものであり、事業活動の過程における排出抑制等の取組を計画的に実施していくことが一層重要となる。また、生活環境保全上の支障を新たに生ずることがないなど、廃棄物処理法の目的に照らして問題がないと判断される場合にはその合理化を引き続き進めていくことが必要である。

さらに、今後の取組としては、拡大生産者責任に基づき設けられている広域認定制度について、ライフサイクル全体を視野に入れた環境へ配慮した設計（DfE：Design for Environment）を進めることが必要である。

②見直しの方向性

（ア）多量排出事業者処理計画制度の充実

産業廃棄物の排出抑制の推進のためには、排出事業者自身が事業活動に伴い生ずる量の目標を定め、実施状況を報告し、それらの情報が公表される多量排出事業者処理計画制度は有効な仕組みであり、より一層の制度の充実を図ることが必要である。

このため、国民への情報提供・周知・啓発という観点から、計画等の様式を統一的に定め、提出等は原則として電子ファイルで行うことを推進した上で都道府県による公表手法としてインターネットを利用すべきである。さらに、都道府県において計画に関する評価を事業場ごとに個別に行うことができるようにするとともに、国においては事業者全体の排出量等を集計した上で優良と判断された事業者全体の取組事例等を公表していくべきである。循環的利用を進める観点からは、排出事業者責任に基づき委託した先での再生利用等による減量取組も含めるなど計画内容を見直すべきである。

また、本制度の円滑な実施を確保するため、多量排出事業者処理計画を提出しない事業者に対する勧告・公表等の担保措置を設け、実効性を確保することが必要である。

（イ）地域における取組

産業廃棄物の減量及び適正処理をより一層促進するためには、中小零細企業に対しては特に、規制手法だけではなく、費用対効果の高い望ましい取組のノウハウに関する情報提供やアドバイスを行うことが重要となる。こ

のため、都道府県において、産業廃棄物の排出抑制・減量手法等について、排出事業者、産業廃棄物処理業者、学識者及び住民等が一体として議論・意見交換を行う場を設け、産業廃棄物の処理に関する知見を有する者の協力を得て、排出事業者等に対して減量・適正処理に関する個別具体的な助言・提案等を行う仕組みを設けるべきである。

（ウ）広域認定制度等の充実

共同申請及び認定業者からの委託が認められている広域認定制度については、スキーム関係者が非常に多数にのぼることを踏まえ、その事業内容の一部を変更した際の手続、届出期限や廃棄物運搬時の車両への掲示方法等について、適正処理を確保しつつ、事業を円滑に行いうるよう一定の合理化が必要である。また、拡大生産者責任に基づき製造事業者等によるDfEが促進されることが期待されるものの、現在は認定に基づきどのように行ったかが必ずしも明らかではないので、その状況を明らかにすることなどにより、DfEの促進に資する取組を講じていくべきである。

再生利用認定については、再生利用の状況をフォローアップしつつ必要に応じ更なる活用策を検討するなど、生活環境保全上の支障が生じないよう適切な制度運用を図っていくべきである。

広域認定業者、再生利用認定業者による不適正事例に対し、報告徴収から認定取消しを円滑に行い得るよう、環境大臣と都道府県知事において一連の措置の連携を図っていく必要がある。

（エ）熱回収の推進

循環型社会の施策の優先順位を踏まえ再生利用が適当でない廃棄物については、単純に処分するのではなく、焼却処理される際に熱回収を行い、エネルギーを徹底的に回収することが求められるが、現時点では事業採算性をとることが難しく市場に委ねていても進まないと見込まれるため、これを促進するための方策が必要である。

（７）地方自治体の運用

①現状と課題

住民同意や流入規制等の地方自治体独自の規制は、他人の不要物を自区域で処理するこ

とに対する忌避感や、都道府県域を越えて搬入された産業廃棄物の不適正処理が多発してきたことから生ずる産業廃棄物の処理に対する不信感等を背景に多くの地方自治体が導入してきたものである。

住民同意については、同意を得る住民の範囲や同意に際しての不透明な金銭授受を巡る問題も発生し施設設置を巡り地域のコミュニティが破壊されるという問題があること、また、適法な施設であっても設置が困難となったり施設設置手続の長期化につながり適正処理体制の基盤となる施設の確保が困難になるという問題がある。また、流入規制については、産業廃棄物が広域的に移動すること、適正に処理する産業廃棄物処理業者であってもその扱う産業廃棄物量が制約され結果として無許可業者の不適正処理ルートに向かうことになりかねないこと、優良な産業廃棄物処理業者が市場において優位に立てるようにすることを目的とする産業廃棄物分野の構造改革にブレーキをかけかねないこと等といった問題がある。

このような望ましくない状況を改善するには、根本的には、より強固な適正処理体制が構築され、廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止、早期発見、迅速かつ厳正な対処等がなされるなど、そうした忌避感・不信感を払拭するための措置を講じていくことが求められる。

②見直しの方向性

(ア) 住民同意・流入規制

廃棄物処理への不信感を解消し信頼感を醸成するためには、廃棄物処理によるリスクが正しく評価されるよう、廃棄物処理施設の設置手続等において申請者が利害関係人等から提出された生活環境保全上の見地からの意見に対する見解を明らかにする仕組みや、施設の維持管理情報等を透明化する仕組みを設けることなどにより、廃棄物処理に関するリスクコミュニケーションを図っていくべきである。

また、少なくとも優良品認定業者が処理を行う廃棄物、リサイクルされる廃棄物及び適正な処理が可能な施設が限定されている廃棄物など広域的な処理が必要となるものについては、流入規制措置を撤廃又は緩和していく

よう地方自治体を促していくべきである。

(イ) 許可手続に要する書類

産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置許可における申請手続に係る書類について、許可審査及び申請手続の負担を合理化しつつ適正処理を確保するためには、申請時に一律に求めるべき書類と、申請内容に応じ審査時に個別に求めるべき書類、許可審査には不要な書類とを区別し、申請書添付書類として全申請者に求めるものについて必要最低限とした上で統一するべきである。ついては、許可審査に必要な書類は何か改めて検討し、必要と認められるものについては法令に規定すべきである。また、各地方自治体においては、電子申請手続を積極的に導入していくことが望ましいと考えられる。

(8) 廃棄物の輸出入

①現状と課題

国外廃棄物の輸入については、その輸入により国内廃棄物の適正処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならないという原則の下、環境大臣の許可が必要とされており、輸入許可申請が可能な者としては、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物処理施設を有する者など当該廃棄物を自ら処理できる者に限定されている。しかし、我が国における処理技術の向上や企業の社会的責任の高まりを受け、途上国では適正処理が困難であるが、我が国では処理可能な自社の国外廃棄物を、対応能力の範囲内で受け入れて適正に処理する取組が進められている。

廃棄物の輸出については環境大臣の確認が必要とされているが、これは、国内において生じた廃棄物はなるべく国内において処理するという国内処理の原則を具体化するとともに、国外での安易な処理が行われることにより国内での排出事業者責任が空洞化し、国内での適正処理に支障を来すことを防止する観点から定められたものである。我が国における循環資源の輸出に関しては、現在、国内外において以下のような議論がある。

- ・国内で廃棄され、海外向けに有価で取引される循環資源の海外流出の拡大が、廃棄物の国内処理原則に反し、国内における適正な処理体制や排出事業者責任の空洞化を招

きかねない事態を生じている。

- ・海外向けに有償で取引される循環資源と称して廃棄物処理法上の輸出確認を経ずに輸出されたものが、一部の有価物を回収したあとに、途上国において環境上不適正な処理が行われ環境汚染を生じているとの指摘がなされている。
- ・一方、資源の有効利用と環境負荷低減の観点から、国内における循環型社会の構築と不法輸出入の防止というセーフガードを確保した上での円滑な国際資源循環の確保を図ることが必要である。

②見直しの方向性

(ア) 廃棄物の輸入

途上国では適正処理が困難であるが、我が国では処理可能な自社の国外廃棄物を、対応能力の範囲内で受け入れて適正に処理する取組が進められており、このような活動は、国内における適正処理が確保される限りにおいては、広義の排出事業者責任や製造事業者責任を全うするものであり、また、輸出国の環境負荷を低減させるものであることから、地球環境保全の観点からも積極的に推進していくべきものである。

このため、自社の国外廃棄物を輸入して処分する製造事業者についても、輸入許可申請を可能とするべきである。

(イ) 廃棄物の輸出

廃棄物処理法に基づく輸出確認の対象となる廃棄物の考え方としては、廃棄物処理法の排出事業者責任の徹底の観点から、国内における通常の取扱形態や取引価値等から総合的に廃棄物と判断されるものについては、廃棄物処理法上の輸出確認の対象とすることを検討するべきである。

また、国内外で原則として有価で取引されている物品であっても、外見上の汚れや汚染物の混入、残渣の発生、輸送・保管状況の悪さなどによっては廃棄物に該当又は廃棄物が混入しているものと判断される。これらによる輸出先国での環境汚染の懸念等が指摘されているものがあることも踏まえ、輸出先国での取扱い形態や市場動向を注視の上、必要に応じ、水際での判断指針の明確化や監視体制の強化等を検討するべきである。

(9) 低炭素社会との統合

①現状と課題

持続可能な社会を構築する上で、廃棄物処理においても地球温暖化対策を講じることにより、循環型社会と低炭素社会の統合に向けた取組が求められている。しかし、2007年度に廃棄物分野から排出された温室効果ガスは、基準年（1990年）比で15%増加している状況にあり、京都議定書目標達成計画に位置付けられた廃棄物分野における削減目標や、平成20年3月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画に位置付けられた、ごみ焼却施設総発電能力の目標（平成24年度までに2500MW）の達成が求められている。

このため、これまで、エネルギー対策特別会計による経済的支援、循環型社会形成推進交付金における高効率ごみ発電設備に対する交付率の嵩上げ、改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく排出抑制等指針の策定の検討、また、焼却施設において白煙防止装置を停止するモデル事業の実施とその成果の普及等が行われてきた。加えて、平成21年3月より、廃棄物・リサイクル分野において温室効果ガスの削減にも資するコベネフィットプロジェクトに関する研究会が設置され、検討が進められている。

②見直しの方向性

今後も引き続き地球温暖化対策に資する財政支援メニューの拡充や、コベネフィットプロジェクトの創出に関する検討を進めるなど、廃棄物バイオマスの利活用、原燃料利用や収集運搬の効率化等廃棄物処理システムにおける地球温暖化対策の取組を促進するための具体的な手段を検討する必要があるのではない。

特に、廃棄物の焼却処分等における熱回収を徹底することは、循環型社会の形成に資するだけでなく、温室効果ガスを削減し低炭素社会の形成にも資するものであり、強く推進する必要がある。しかし、熱回収は、経済性等の面での制約から普及が不十分な状況にあることから、現時点では、直ちに焼却時の熱回収を義務付けることは困難と考えられるため、まずは市場拡大支援措置や導入支援措置を推進していくべきである。

産業廃棄物収集運搬業許可手続の 合理化の手法について

(A) 許可主体と取締主体が異なる案

①都道府県ではなく、国が許可することとする案

②主たる事務所の所在地を管轄する都道府県等が許可することとする案

(課題)

- ・不適正処理が行われた場合に、行政指導・行政処分を的確かつ迅速に行うために必要な許可情報や現場状況等を各都道府県及び政令市が簡易迅速な方法で共有する仕組みが無いと、許可取消処分や取締りがスムーズに行えないおそれがあるという問題がある。このため、行政指導・行政処分を的確かつ迅速に行うために必要な許可情報や行政処分等を、許可主体と取締主体間で簡易迅速な方法で共有する電子情報システムを整備することが必要と考えられる。
- ・産業廃棄物の不適正保管等が起きやすい積替保管施設について、積替保管施設設置場所に固有の事情を勘案した生活環境保全上の条件を付すなど現場状況に応じた的確な対応ができなくなるという問題がある。このため、積替保管をも手続簡素化の対象とすることは適切でなく、積替保管施設の所在地を管轄する都道府県の許可が別途必要とすることが考えられる。
- ・②については、許可事務を行う主体に許可審査業務の負担が集中するという問題がある。このため、電子情報システムの入力作業、遠方の現場確認作業等が発生するため、一件当たりの許可申請手数料の見直しが必要になる。
- ・①については、「国と地方の行政の重複を徹底して排除し、国の地方支分部局等の廃止・縮小をはかる必要がある」とする地方分権の基本的な考え方と調整を図る必要がある。

(B) 許可主体と取締主体が同じ案

③政令市ではなく、都道府県が許可することとする案

(課題)

- ・政令指定都市及び中核市等の事務を都道府県

に引き上げることは、「補完性・近接性の原理にしたがい、ニアイズベターの観点に立って地方自治体、とくに基礎自治体を優先する」ことを基本原則とする地方分権改革の基本的な考え方と調整を図る必要がある。このため、一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合に限り都道府県が許可することが考えられる。

- ・産業廃棄物処分業者や産業廃棄物処理施設設置者も関与して不適正処理が行われた場合等に、行政指導・行政処分を的確かつ迅速に行うために必要な許可情報や現場状況等を各都道府県及び政令市が簡易迅速な方法で共有する仕組みが無いと、許可取消処分や取締りがスムーズに行えないおそれがあるという問題がある。このため、行政指導・行政処分を的確かつ迅速に行うために必要な許可情報や行政処分等を、許可主体と取締主体間で簡易迅速な方法で共有する電子情報システムを整備することが必要と考えられる。
- ・電子情報システムの入力作業等が発生するため、一件当たりの許可申請手数料の見直しが必要となる。

④現に取得している許可証の提示をもって審査を実質不要とする案

(課題)

- ・不適正処理が行われた場合に、行政指導・行政処分を的確かつ迅速に行うために必要な許可情報を各都道府県等が簡易迅速な方法で共有する仕組みが無いと、許可取消処分や取締りがスムーズに行えないおそれがあるという問題がある。このため、他の都道府県等において取得している許可情報を、都道府県等間で簡易迅速な方法で共有する電子情報システムを整備することが必要と考えられる。
- ・許可自体は業を行う区域の都道府県等ごとに取得することとなるため、申請者の人的要件・能力要件に係る審査を不要とすることに併せて一件当たりの許可申請手数料を見直すことが必要となる。

行政だより

寄 稿

事業系ごみの適正区分・適正処理の 一層の推進について

大阪市環境局環境施策部
事業系ごみ減量担当

課長代理 宮 崎 善 春

1. 事業系ごみの適正区分・適正処理の推進

(1) 大阪市における産業廃棄物の受け入れ経過

昭和45年12月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」）の制定により、「ごみ」は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、産業廃棄物については排出事業者の責任において処理することも規定されました。

ここで初めて、産業廃棄物という概念が生まれましたが、大阪市内及び周辺地域に産業廃棄物の処理施設が整備されていなかったため、廃棄物処理法施行以降もこれまでどおり本市処理施設で産業廃棄物を受け入れていました。

昭和47年4月1日「大阪市が処理する産業廃棄物」を告示（第207号）し、北港処分地（埋立処分場）で受け入れることとしました。この法的根拠は、廃棄物処理法 第11条 第2項の規定（市町村は必要と認める場合に一般廃棄物とあわせて産業廃棄物の処理ができる。）を受けた、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（以下「大阪市条例」）第23条 第1項及び第2項の規定により、本市は必要と認める産業廃棄物を市長が定めて告示し処分する（告示産廃）ことによるもので、零細事業者対策として受け入れることとしたものです。

一方、昭和51年2月7日、事業系廃棄物の大半を収集運搬していた大阪市一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」）が廃棄物処理法施行以前から産業廃棄物を収集し本市処理施設に搬入していたことや、廃棄物処理法施行当時には産業廃棄物の処理施設が整備されていなかった状況もあり、本市（当時の環境保健局）と許可業者の間で覚書を締結し、許可業者が産業廃棄物収集運搬業許可を取得したうえで、廃棄物処理法施行以前から収集していた産業廃棄物を一般廃棄物と同様の扱いで引き続き本市施設で受け入れることとしました。（覚書産廃）

平成13年3月30日、北港処分地での直接受入の停止に伴い、産業廃棄物を受け入れる大阪市の施設がなくなりましたが、零細事業者対策として受け入れていた告示産廃を焼却可能な物（告示第310号）に見直し、同年3月末日で覚書産廃の制度を廃止しました。

平成13年4月1日、許可業者が取扱う廃棄物のうち一般廃棄物と区分し難い産業廃棄物を「みなし一般廃棄物」と規定したうえで、当分の間、混入する産業廃棄物の量が1事業所あたり1ヶ月10トン未満であれば、焼却工場で受入れることとし、平成21年3月31日に「みなし一般廃棄物」制度を廃止するまで産業廃棄物の受け入れを行ってきました。

ADMINISTRATION INFORMATION

(2) 「みなし一般廃棄物」制度廃止の背景

市政改革において、事務事業のすべてについて、透明性が確保できているか、公開の原則が守られているか、法令に準拠しているかを再確認する中で、「みなし一般廃棄物」制度については、許可業者が収集する場合にのみ認めた制度であることにより、許可業者に収集を委託する排出事業者に一定量の産業廃棄物の混入を容認するとともに許可業者が混載して収集している実態がありました。

法令順守の観点からは、廃棄物処理法の第11条第2項で市町村が産業廃棄物の処理を事務としてできる場合として、「一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することを必要と認める産業廃棄物」を規定しており、環境省の解説や通知では、民間による産業廃棄物処理施設の整備が十分でないため不法投棄が増大する等の公益上の見地から地方公共団体が事務として産業廃棄物を処理する場合や、排出事業者が適切な委託処理を行うことが困難な場合に当該規定を活用して適正処理に努めることなど、専ら適正処理確保のために地方の実情に応じて当該規定を運用するような趣旨となっていますが、この規定に合致する場合以外は市町村が税負担によって処理責任のない産業廃棄物の処理を事務として行うことはできないこと。

透明性といった観点からは、家庭系一般廃棄物の分別収集等が進む中で、事業系一般廃棄物の減量が喫緊の課題として平成19年度当時、本市の廃棄物減量等推進審議会でもその対策が審議されており、今後予定される審議会答申に基づき、本市の事業系一般廃棄物に係る様々な減量施策を進めることとなる。そうした中で、「みなし一般廃棄物」の取扱いを継続することは、本市に処理義務のない産業廃棄物を一般廃棄物とみなして適切に区分することなく受け入れを続けることになり、事業系一般廃棄物についての今後の各種の減量施策に逆行することになり、一般廃棄物の減量に協力する市民に対して説明責任を果たすことができないといったこと。

公平性といった観点からは、同一性状の廃棄物を適正に区分し産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に処理委託している排出事業者との間で公平性が担保できないといったこと。これらのことから、制度を廃止することとしました。

(3) 事業系ごみの適正区分・適正処理の推進の取組みの趣旨について

大阪市は地域的特徴として、事業所数及び人口1万人あたりの事業所数（人口に対する事業所の割合）、昼間流入人口（昼間人口増加率）が各々政令指定都市で最も多く、ごみ処理量全体に占める事業系ごみの割合が約6割に達しており、全国平均の約4割を大きく上回っています。

このことから本市では、事業系ごみの減量が大きな課題であり、大阪市廃棄物減量等推進審議会に対し「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方」について諮問を行ったところ、平成20年3月に「事業系ごみの減量施策の検討にあたっては、廃棄物処理法や大阪市条例に定める「排出事業者自らの処理責任」に基づき、「排出事業者責任の徹底」及び「排出事業者自らのごみ減量・リサイクルの取組み」を前提に進めるべき」との答申を受けました。

こうした状況を受け事業系ごみの減量に向けて排出段階での発生抑制や再使用の一層の取り組みを排出事業者の皆さんにお願いしつつ、そうした取り組み後に発生するごみは事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分し、各々を適正に処理することをお願いするものです。

行政だより

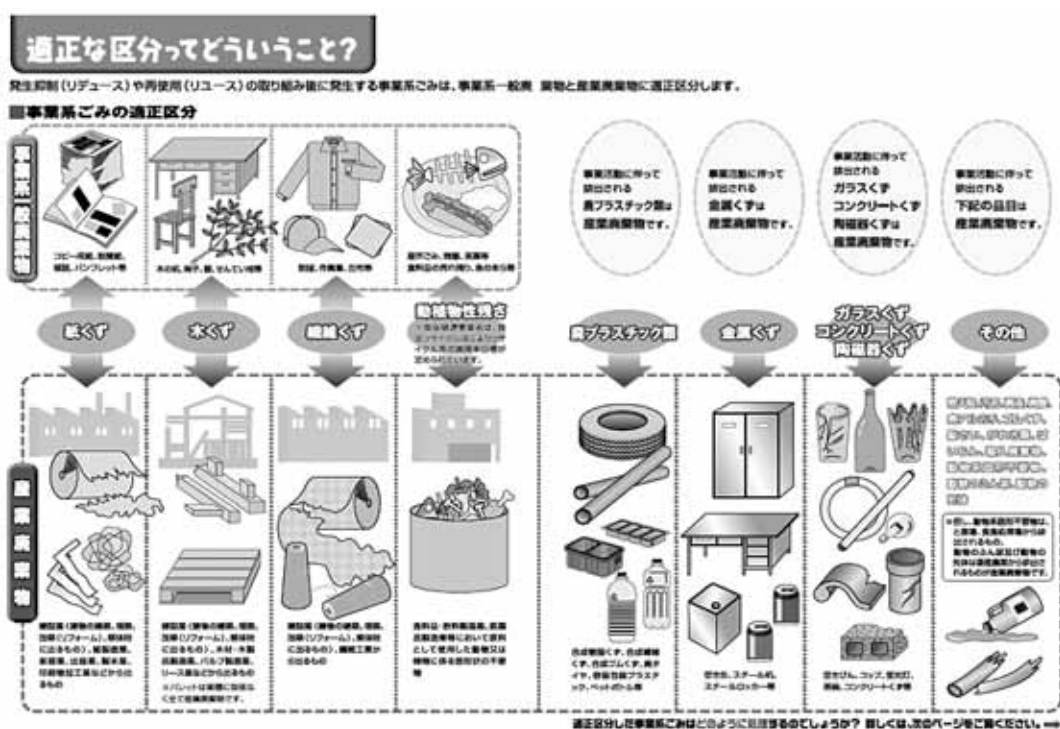
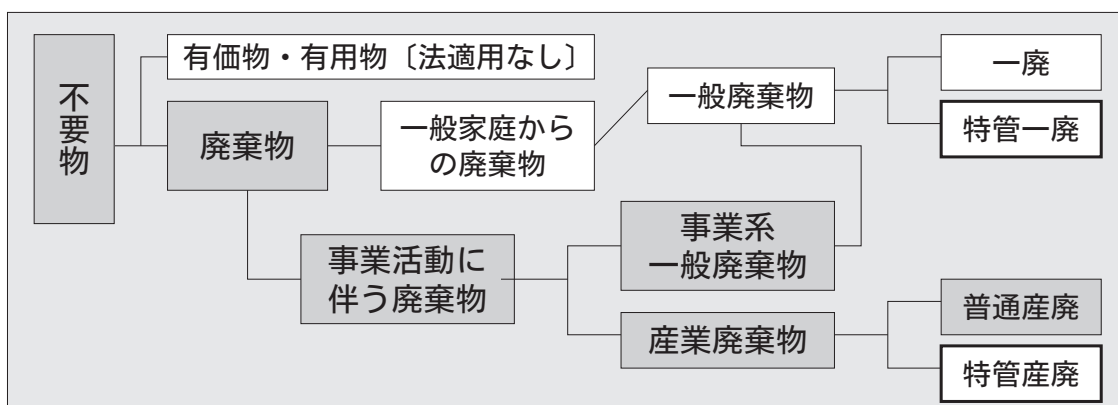
(4) 廃棄物処理法に基づく廃棄物区分の概要について

不要になった物は、廃棄物に当たるか、廃棄物でないのかに分かれます。有価で取引されるものについては、廃棄物でないために廃棄物処理法は適用されません。

では、廃棄物となった物のうち、事業活動に伴わない一般家庭からの廃棄物は全て「一般廃棄物」です。

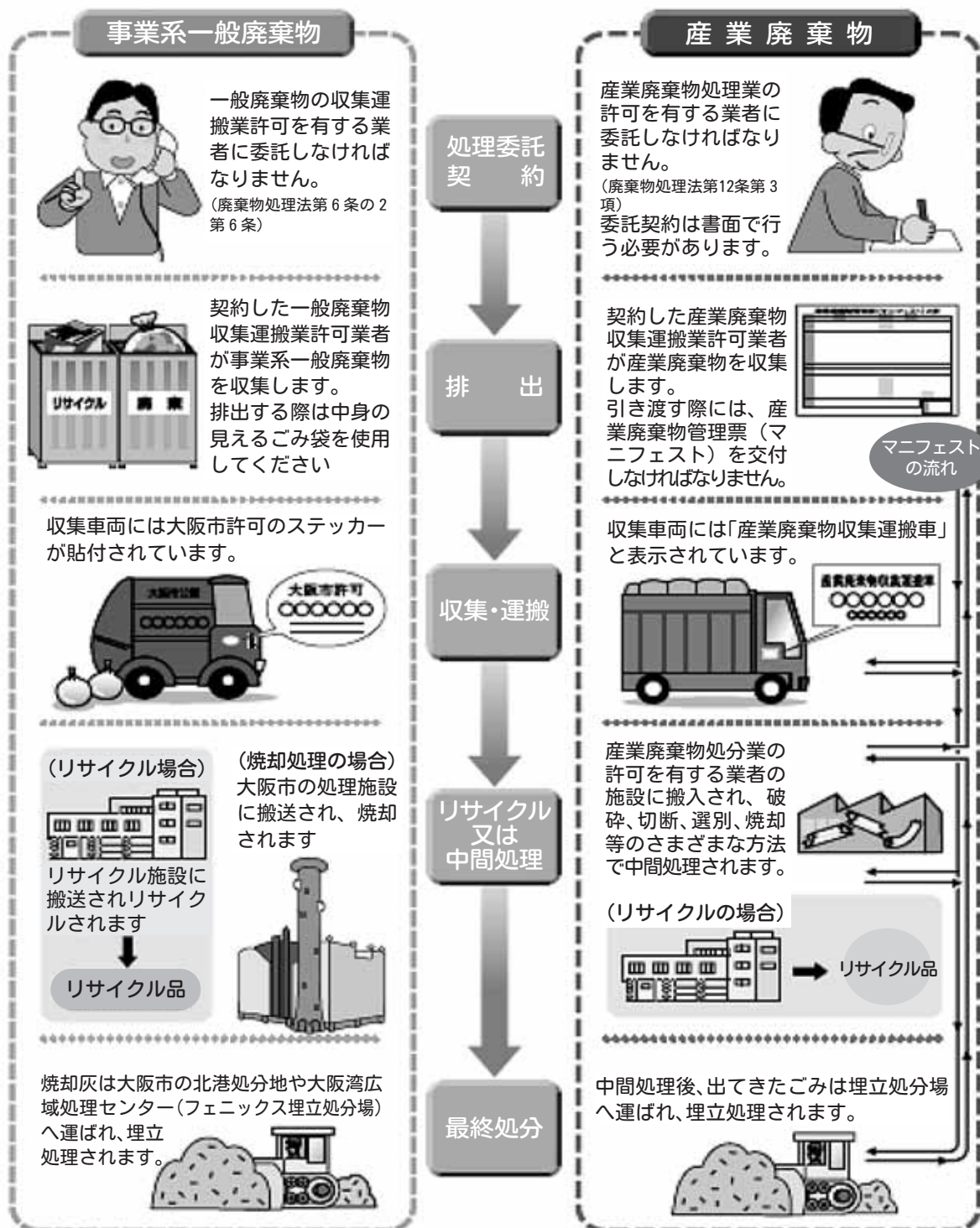
事業活動に伴って排出される廃棄物は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分され、産業廃棄物は、廃棄物処理法により21種類が規定されており、産業廃棄物以外が「事業系一般廃棄物」になります。

産業廃棄物の認定にあたっては、排出量の条件がないため、小規模な事業所から排出される場合であっても、あるいは排出量が1個のように極めて少量であったとしても、それが産業廃棄物に規定されている以上、産業廃棄物として適正に処理しなければなりません。



ADMINISTRATION INFORMATION

リサイクル又は廃棄処理を委託する場合の流れ



行政だより

2. 廃棄物処理法の特徴について

廃棄物処理法の特徴の一つとして、事業活動に伴って生じた廃棄物について、その事業者に出出者としての責任があることを明らかにしています。（廃棄物処理法第3条第1項）

この排出事業者責任は、排出した廃棄物を自ら処理する責任であり、家庭生活から排出される廃棄物の排出者である住民にも、排出者責任はあるが、家庭からの廃棄物はそれぞれ住む市町村の定める廃棄物処理計画への協力、排出ルールの遵守に対する責任で、自ら処理する責任ではないと解されています。

産業廃棄物については、事業者責任として事業者自身で処理することが基本（廃棄物処理法第11条第1項）で、公共が関与することはできないとされています。事業者自らが処理できない場合には、事業者の責任の下に民間の産業廃棄物処理事業者を自ら選定し、処理費用を負担して処理委託することになります。

一方、事業系一般廃棄物については、一般廃棄物の処理責任は市町村にあることから、市町村にその処理を委託することができるわけです。

この事業者の責任は、排出者責任の規定ともいわれ、「汚染者負担の原則」に基づき事業者の処理責任が定められています。（PPP：Polluter-Pays Principle 汚染者負担の原則）

また、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品容器等にかかる廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない（廃棄物処理法第3条第2項）と拡大生産者責任の原則も取り入れられています。

排出事業者責任については、大阪市条例でも廃棄物処理法同様に規定されています。（大阪市条例第4条第2項）

3. これまでの大阪市の取り組み

（1）平成20年度の取り組み

①普及啓発用パンフレットの配付

普及啓発用のパンフレット「事業系ごみの分け方・出し方」を作成し、市内の全事業所（約20万カ所）に平成20年8月以降順次配付を行った。

②相談窓口の開設

排出事業者からの相談等に応えるほか、適正処理の助言や指導を行う事業系廃棄物適正処理相談窓口を平成20年7月に開設した。（場所：水道局扇町庁舎5階）

③排出事業者への立入指導

比較的産業廃棄物の混入排出の多い事業所に順次立入指導を実施した。（約700件）

④環境局ホームページにおける周知

事業系廃棄物の適正区分・適正処理について、周知パンフレットの内容を掲載した。（現在も、掲載中）

ADMINISTRATION INFORMATION

(2) 平成21年度の取り組み

①搬入物展開検査の充実

- ・産業廃棄物が混入した事業系ごみが本市焼却工場に搬入されることを防止するには、搬入物展開検査が重要な役割を担うため、同検査の充実を図る。

②排出事業者に対する適正区分・適正処理指導

- ・搬入物展開検査で産業廃棄物の混入が確認できた排出事業者に対し、適正区分・適正処理を直接、啓発指導を実施する。

③相談窓口における排出事業者からの相談対応

- ・引き続き排出事業者からの事業系廃棄物の適正区分・適正処理に関する相談に対応する。

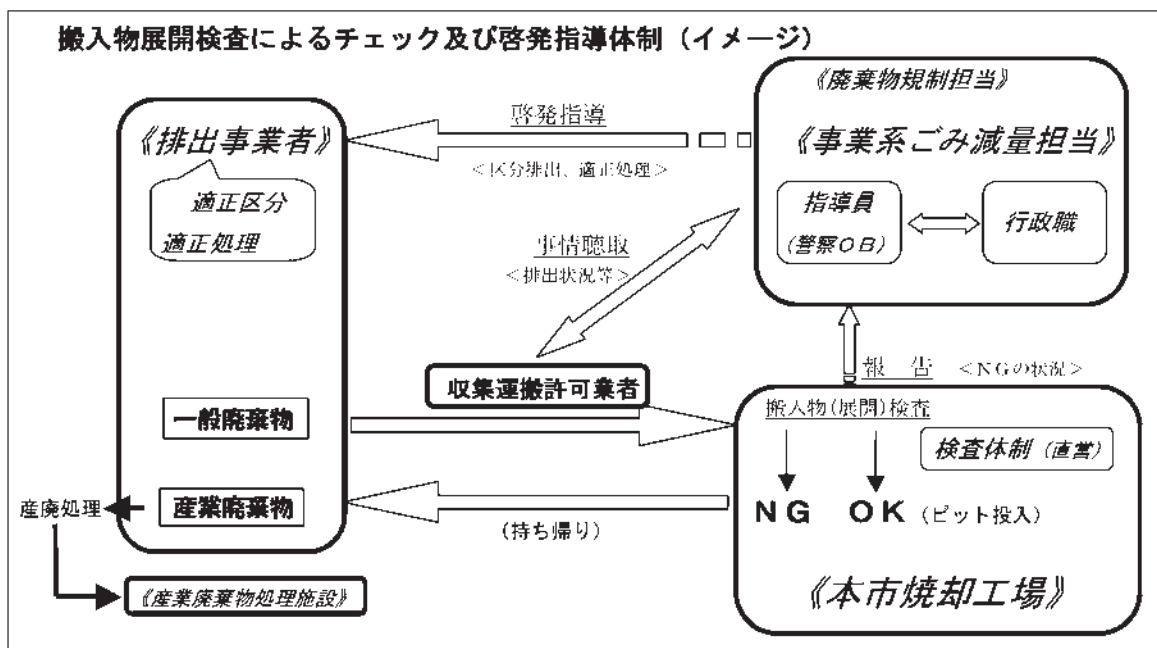
4. おわりに

社団法人大阪府産業廃棄物協会様におかれましては、平素より本市の廃棄物行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

今般、貴協会から本市の「事業系ごみの適正区分・適正処理の取り組み」について機関紙への寄稿のご依頼をいただき、本市の取り組みを広く事業者の皆さんに周知させていただける場を提供いただいたことに感謝申し上げます。

また、本市の取り組みにより、貴協会には排出事業者様からの産業廃棄物処理業者の紹介やお問い合わせなどに、ご対応をいただいておりますことにつきましてもお礼申し上げます。今後とも、本市の廃棄物行政にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

《参 考》



行政だより

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】（抄）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

【廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例】（抄）

第4条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進する等により、これを減量しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにするとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合には、自ら回収その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関し、本市の施策に協力しなければならない。

第23条 本市は、法第11条第2項の規定により必要と認める産業廃棄物を処分する。

2 前項の産業廃棄物（以下「告示産業廃棄物」という。）は、市長が定めて告示する。

3 告示産業廃棄物の処分は、一般廃棄物の処理に支障のない場合に限る。

4 第19条及び第20条の規定は、告示産業廃棄物について準用する。

5 本市は、告示産業廃棄物のほか一般廃棄物と区分し難い産業廃棄物を一般廃棄物の例により処理することができる。

ADMINISTRATION INFORMATION

要点解説

廃棄物処理における新型インフルエンザ対策 ガイドラインについて（平成21年3月）

事務局

環境省は「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定しました。このガイドラインでは、廃棄物の処理は国民の最低限の生活を維持するために不可欠なサービスの一つとして、新型インフルエンザ流行時においても、その事業を継続することが求められ、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、廃棄物処理の関係者が取るべき措置等が取りまとめられています。その要旨は、次のとおりです。なおガイドライン本体は、当協会ホームページからダウンロードできます。（URL http://www.o-sanpai.or.jp/pdf/data/anti_flu_guideline.pdf）

1 廃棄物処理に関する一般事項

発生場所	主な廃棄物	適正な処理
医療機関	新型インフルエンザの診断、治療、検査等に使用された医療器材等（マスク、手袋、ガウン等の個人防護具、注射器）	【感染性廃棄物】に該当し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に則って処理
検査機関	新型インフルエンザ・ウィルスの検査等に使用された検体、試薬等	
家庭	感染者の生活系廃棄物（鼻水、痰等が付着したマスクやティッシュ等）	【一般廃棄物】としてゴミ袋等に入れ、封をして排出する等、家庭から排出される廃棄物と同様の処理

2 廃棄物処理業者等が取るべき措置について

廃棄物処理業者：新型インフルエンザの発生に備えて、事業継続計画（体制整備、感染防止策、事業継続のための重要業務の特定等）の策定、及び発生時の実施

都道府県：新型インフルエンザの流行期においても域内の廃棄物処理が安定的に行われるよう、必要な措置を講じ、市町村に対し、技術的助言を行うよう努める。

国：廃棄物の処理に関して情報の収集、整理及び調査研究を進め、都道府県、市町村、廃棄物処理業者等の関係者に対し、知識の普及啓発を図り、廃棄物の適正処理の確保に努める。

3 廃棄物の適正処理の確保の観点から留意すべき事項

医療機関から排出される感染性廃棄物への対応、廃棄物処理に関する関係者間や住民等における混乱への対応等についても留意しつつ、新型インフルエンザ対策を検討することが望ましい。

行政だより

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル (改訂版) について (平成21年5月)

事務局

環境省は「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を改訂しました。このマニュアルは、平成16年3月に取りまとめられたものですが、それ以降において改正された廃棄物処理法や感染症法等の内容に対応するため、今般の改訂に至りました。主な改訂内容は、次のとおりです。なおマニュアル本体は、当協会ホームページからダウンロードできます。

(URL http://www.o-sanpai.or.jp/pdf/data/H21_infectious_waste.pdf)

廃棄物処理法の改正に伴う主な追加等

- ①産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告を追加
- ②収集運搬車両である旨の表示及び書面の備付けを追加
- ③運搬受託者又は処分受託者によるマニフェストの記載項目に運搬受託者又は処分受託者の氏名又は名称を追加
- ④マニフェスト関連の義務違反に対する罰則を強化

感染症法の改正に伴う主な追加・変更等

- ①感染症法の改正により結核予防法が廃止
- ②重症急性呼吸器症候群が一類感染症から二類感染症へ、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスが二類感染症から三類感染症へ類型変更
- ③一類感染症に南米出血熱が追加され、四類感染症には、従来の30疾患に新たに11疾患が追加
- ④追加した感染症（疾患）について、紙おむつに関する感染性廃棄物の許否、また、最新の科学的知見等も踏まえ、従来の感染症（疾患）についても当否を見直し

ADMINISTRATION INFORMATION

連 絡 ①

平成21年 6 月 1 日

社団法人日本船主協会 殿
社団法人日本通関業連合会 殿
社団法人全国産業廃棄物連合会 殿
社団法人日本鉄リサイクル工業会 殿
有限責任中間法人日本リユース機構 殿
有限責任中間法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション 殿
日本リユース業協会 殿
有限責任中間法人中古情報機器協会 殿
財団法人家電製品協会 殿
社団法人電子情報技術産業協会 殿
全国電機商業組合連合会 殿
大手家電流通懇談会 殿

経済産業省産業技術環境局環境指導室
環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

使用済みブラウン管テレビの輸出時における 中古品判断基準について

使用済みブラウン管テレビは、有害特性を有する鉛を含有しており、不適正に処分されると人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。このため、使用済みブラウン管テレビを再生利用（以下「リサイクル」という。）又は処分目的で輸出する際には、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第128号）の規定による輸出の承認を受ける必要があります。一方、使用済みブラウン管テレビを直接再利用（以下「リユース」という。）目的で輸出する場合には、バーゼル法に基づく輸出の承認を得る必要はありませんが、輸出しようとする者自らが、バーゼル法に基づく承認を要しないことを確認し、立ち入り検査等に際して証明することが求められます。

使用済みブラウン管テレビをめぐる近年の状況としては、平成23年に予定されている地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に伴い、使用済みブラウン管テレビの廃棄量が今後増加することが予測されています。また、これまでに、バーゼル法に基づく承認を受けずに輸出された使用済みブラウン管テレビ等が、輸出先国の税関においてリユースに適さないと判断され、日本にシップバック（返送）される事例が発生したり、途上国における電気・電子機器廃棄物（e-waste）の環境上不適正な処理による環境汚染の懸念も指摘されています。

実際にはリユースに適さない使用済みブラウン管テレビをリユース名目で輸出したり、バーゼル法に基づく承認を受けずにリサイクル目的で金属スクラップ等に混入して輸出した場合には、バー

行政だより

ゼル法等の違反として輸出者等が罰せられるほか、バーゼル条約上の不法輸出として国際問題に発展するおそれがあります。

このような状況を踏まえ、今般、別添のとおり、使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準を策定しましたのでお知らせします。本基準は、実際にはリユースに適さない使用済みブラウン管テレビがリユースの名目で輸出されることのないよう、リユース目的で輸出と客観的に判断される基準を示すことにより、輸出者による証明を容易にすることを目的としたものです。本基準は、本年9月1日をもって適用となります。関係者への御周知方よろしくお願い申し上げます。

〈連絡先〉

経済産業省産業技術環境局環境指導室

電話 03-3501-4665（直通）

環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

電話 03-3581-3351 内線6887

ADMINISTRATION INFORMATION

使用済みブラウン管テレビの輸出時における 中古品判断基準

使用済みブラウン管テレビは、有害物質である鉛を含有しており、不適正に処分されると人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれがある。このため、使用済みブラウン管テレビを再生利用（以下「リサイクル」という。）又は処分目的で輸出する際には、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第128号）の規定による輸出の承認を得る必要がある。一方、使用済みブラウン管テレビを直接再利用（以下「リユース」という。）目的で輸出する場合には、バーゼル法に基づく輸出の承認を得る必要はないが、輸出しようとする者自らが、バーゼル法に基づく承認を要しないことを確認し、立入検査等に際して証明することが求められる。

しかし、これまでに、バーゼル法の承認を受けずに輸出された使用済みブラウン管テレビ等が、相手国の税関においてリユースに適さないと判断され、日本にシップバック（返送）される事例が発生しているほか、途上国における電気・電子機器廃棄物（e-waste）の環境上不適正な処理による環境汚染の懸念も指摘されている。

そこで、本基準は、実際にはリユースに適さない使用済みブラウン管テレビがリユースの名目で輸出されることのないよう、リユース目的での輸出と客観的に判断される基準を示すことにより、輸出者による証明を容易にすることを目的としたものである。

輸出者がリユース目的で使用済みブラウン管テレビを輸出する際には、下記に示した中古品判断項目の基準を満たすことにより、バーゼル法の規制対象に当たらないことを証明することが求められる。基準を満たさない製品についてはリサイクル目的での輸出とみなし、原則、バーゼル法の規制対象としてバーゼル法に基づく承認を受ける義務を課せられるものとする。

また、アジアなどの諸外国においては、使用済みブラウン管テレビの輸入を規制している国が多数存在している。輸出に際しては、輸出先国の規制の遵守が前提である。輸出者は、輸入者と連携の上、輸出先国の規制（禁制品の有無、中古品判断基準、事前申告の必要性、輸入者のライセンス保持等）について確認する責任を有する¹。

なお、環境省及び経済産業省が提供する事前相談を活用し、本基準を満たしていることを証する書類を提出して承認を受けることにより、輸出者による証明をより円滑にすることが推奨される。

1. 諸外国の輸出入規制については、環境省ホームページ等に掲載されている情報も参照されたい。
環境省（特定有害廃棄物等の輸出入関連）：<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index.html>
有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク（Specific Information）：
http://www.env.go.jp/en/recycle/asian_net/specificinfo_main.html

行政だより

使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断項目 (いずれの項目も満たすことが必要)

項目	基準	輸出者による証明方法 ²
年式	●製造から15年以内の製品とすること ³ 。	●個別製品ごとに製造年・型式・メーカーを記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておく。
外観	●以下の項目のいずれかに該当する製品は中古目的での輸出とは認められないこと。 ■ブラウン管又は筐体が破損している製品 ■ブラウン管に深い傷もしくは焼き付けがある製品 ■リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである製品	●求めに応じて目視可能な状態にしておく。
動作確認	●通電検査を実施し、製品が正常に動作することを確認すること ^{4,5} 。	●個別製品ごとに動作確認の結果を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておく。
梱包・積載状態	●画面を破損しないように保護すること。輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように梱包及び積載すること。	●輸出者が梱包の状況を撮影した写真及び積載の状況を撮影した写真（コンテナ積載開始時・中間・扉付近の3箇所以上）を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておく。
先の中古販売の確保	●輸出先国において確実にリユース目的で販売されることを確認すること。	●輸出先国において自ら中古販売する者の名称・所在・連絡先・販売店の写真を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておく。

2. 輸出者による証明方法は、基準の遵守を確認できるものであれば、必ずしも記載の方法に限定するものではない。
3. リユース品としての需要が存在する範囲について地域の特性などに留意し、製造から15年を超える製品については、型式・メーカーを指定の上で輸出先国において確実にリユース目的で販売されることを証する書類（輸入者等による契約書等）を提出することにより、例外的に年式基準の適合に代えられる可能性がある。ただし、求めに応じて該当製品を確認できる状態にしておくこと。
4. 通電検査とは、通電時に製品が作動し（画面が表示され）、色調異常や異常音・異臭がなくブラウン管が正常に機能することの点検行為を指す。なお、通電検査の実施に支障をきたすことのないよう、風雨を防げる状態で製品を保管し、電源コードを切断しないことが求められる。
5. 輸出者の責任において、輸出先国の自ら中古販売する者において主要な再組立を伴わずにリユースされることを確認し、リユースできないものについては原則輸出国に持ち帰る仕組みを確立する場合については、例外的に通電検査に代えられる可能性がある。確立する仕組みの妥当性については、環境省及び経済産業省に相談されたい。

ADMINISTRATION INFORMATION

連絡 ②

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)等の概要

1. 改正の背景

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に基づいて、その処理が推進されているところです。これまで、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）が使用された高圧トランス等については、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の全国5箇所の施設で処理が進められています。

また、PCBを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、污泥等（以下「PCB汚染物等」という。）については、国内で初めて、JESCO北九州事業所において7月から処理が開始される予定となっています。

その他に、PCBを使用していないとする電気機器又はOF（Oil Filled）ケーブルであって、数mg/kg から数十mg/kg程度のPCBによって汚染された絶縁油を含むものが多量に存在しており、これらの電気機器等が廃棄物となったもの（以下「微量PCB汚染廃電気機器等」という。）についてはJESCOでの処理対象となっていないので、その性状等を踏まえた処理体制の構築を図ることが求められています。このため、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に「微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会」が設置され、同委員会で微量PCB混入廃電気機器等の処理方策について検討がなされ、平成21年3月にとりまとめがなされたところです。

また、PCB廃棄物の処理が本格化しつつある中で、PCB廃棄物の処理施設において、安全な処理がなされていることを定期的に確認することが求められています。

このような背景を踏まえ、今般、PCB廃棄物の処理を促進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正等を行うことを検討しています。

2. 改正の概要

（1）ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の一部を変更する件（案）

a. 微量PCB汚染廃電気機器等の処理を進めるための事項として、計画に下記の内容を追記する。

- ・微量PCB汚染廃電気機器等として、柱上トランス以外の電気機器等が約120万台、柱上トランスが約330万台、OFケーブルが約1,400km存在していると推計。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条の4の4に基づく、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物の高度な技術を用いた無害化処理に係る特例制度を活用し、

行政だより

環境大臣が微量PCB汚染廃電気機器等の処理業者について個別に認定を行うこと並びに処理施設の整備、微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理技術の評価及び微量のPCBの混入状況の確認に対して支援を行うことにより、処理体制の整備を図る。

- ・効率的かつ確実な処理を進めるため、国は、絶縁油中のPCBを短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の確立を図る。

- b. 独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第10条第1項第5号に基づき環境再生保全機構が行うことができるとされている助成金の交付の対象として、PCB汚染物等の処理に要する費用を追加することに併せ、PCB汚染物等の処理に係る中小企業者等の負担軽減を図ること等について計画に追記する。

（２）無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する件（案）

廃棄物処理法第15条の4の4に基づく無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物として、微量PCB汚染廃電気機器等を追加する。具体的には、以下のものを特例の対象とする。

- a. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第2条の4第5号イに掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニルによって汚染された電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料に使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に係る絶縁油（以下「ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったものに限る。）
- b. 令第2条の4第5号ロに掲げるポリ塩化ビフェニル汚染物（ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったものに限る。）
- c. 令第2条の4第5号ハに掲げるポリ塩化ビフェニル処理物（a.又はb.に掲げる廃棄物を処分するために処理したものに限る。）

（３）微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等を定める件等（案）

廃棄物処理法第15条の4の4に基づく微量PCB汚染廃電気機器等に係る無害化処理の認定を行う際の無害化処理の内容の基準、無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準及び無害化処理の用に供する施設の基準（別紙）を定める。

（４）特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件（案）

廃棄物処理法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法を、PCB廃棄物の処分する方法として追加する。

（５）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準として、下記の処理状況の測定に関する規定を追加するとともに、これらの規定に対応する記録の閲覧や記録する事項を定める。

- a. 令第7条第12号に規定する廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設に関しては、下記の規定。
 - ・排気口又は排気筒から排出される排ガス中のPCBの濃度を6月に1回以上測定し、か

ADMINISTRATION INFORMATION

つ、記録すること。

- ・処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のP C B含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

b. 令第7条第12号の2に規定する廃P C B等又はP C B処理物の分解施設及び令第7条第13号に規定するP C B汚染物又はP C B処理物の洗浄施設又は分離施設に関しては、下記の規定。

- ・排気口又は排気筒から排出される排ガス中のP C Bの濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

(6) 独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令等（案）

P C B汚染物等の処理が国内で初めて開始されることに伴い、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第10条第1項第5号に基づき環境再生保全機構が行うことができるとされている助成金の交付の対象となる物として、中小企業者等が保管するP C B汚染物等を追加する。

また、助成金の交付をP C B廃棄物の速やかな処理を図るために必要な範囲とするため、中小企業者については、下記に該当する者以外を交付対象とする。

- ・その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が一又は二以上の大企業者により保有されている者（以下「大企業者の子会社」という。）
- ・大企業者の子会社との間に当該子会社による完全支配関係（法人税法（昭和40年法律第34号）第4条の2に規定する完全支配関係をいう。以下同じ。）がある他の中小企業者
- ・大企業者との間に完全支配関係がある者（いわゆる持ち株会社等）

3. 施行日（案）

公布の日の2週間後

[(5) については、省令の施行の際、現に産業廃棄物処理施設の許可を受けている又は申請を行っているものに関する経過措置を設ける]

行政だより

「ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る 無害化処理の内容等の基準等」の概要

1. 無害化の基準

- a. 廃油の場合は、当該廃油に含まれるP C Bの量が0.5mg/kg 以下であること。
- b. 廃酸又は廃アルカリの場合は、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるP C Bの量が0.03mg/kg 以下であること。
- c. 廃プラスチック類又は金属くずの場合は、当該廃プラスチック類又は金属くずにP C Bが付着していない、又は封入されていないこと。
- d. 陶磁器くずの場合は、当該陶磁器くずにP C Bが付着していないこと。
- e. a. から d. までの掲げるもの以外の場合は、当該処理したものに含まれるP C Bの量が0.003 mg/l以下であること。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35 号。以下「規則」という。）第1条の2第4項に定める、廃ポリ塩化ビフェニル等及びポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したものについて特別管理産業廃棄物として扱う必要があるかを判断するための基準と同じ。)

2. 無害化処理の内容の基準

処理に伴い生ずる排ガス及び放流水中のポリ塩化ビフェニルの濃度が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものであること。

3. 無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準

- a. 微量P C B汚染廃電気機器等を処理したものの性状が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものとなるよう、微量P C B汚染廃電気機器等を処理したものの性状の確認及び管理を適切に行うことができる者であること。
- b. 次に掲げる基準に従い、施設の維持管理をすることができる者であること。
 - ・微量P C B汚染廃電気機器等を処理したものが無害化の基準に適合していることを確認するための試験を6月に1回以上行い、かつ、その結果を記録すること。
 - ・微量P C B汚染廃電気機器等の処分を業として行う場合には、処分する微量P C B汚染廃電気機器等の性状を分析することのできる設備を設けること。
 - ・保管施設を有する場合には、微量P C B汚染廃電気機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、微量P C B汚染廃電気機器等に他の物が混入するおそれがないように仕切り等を設けること。

ADMINISTRATION INFORMATION

4. 無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準

* 焼却施設の維持管理の基準

- ・ 燃焼中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること、冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること、など（規則第12条の7第5項に規定する産業廃棄物処理施設である焼却施設の維持管理の基準に準拠）
- ・ 燃焼室内に投入された微量PCB汚染廃電気機器等の温度を、速やかに無害化処理を行うことができる温度以上とし、これを保つこと。
- ・ 燃焼室内に投入された微量PCB汚染廃電気機器等の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。

5. 無害化処理の用に供する施設の基準

* 焼却施設の基準

- ・ 燃焼中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること、ばいじんを除去する高度の機能を有する排ガス処理設備が設けられていること、など（規則第12条の2第5項に規定する産業廃棄物処理施設である焼却施設の基準に準拠）
- ・ 微量PCB汚染廃電気機器等を、無害化処理を行うことができる温度以上の状態で焼却することができるものであること。
- ・ 無害化処理に必要な温度を微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。
- ・ 適切な燃焼室内の温度を保つため、燃焼室内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。

6. 無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項

無害化処理に伴い生成する物（以下「無害化処理生成物」という。）の種類や性状、数量、処分方法

7. 実証試験に関する書類

- 実証試験の概要を記載した書類
- 実証試験において微量PCB汚染廃電気機器等が無害化の基準に適合したことを示す書類
- 実証試験における排ガスの性状、排水の水質及びこれらの量を記載した書類など（石綿含有一般廃棄物等の無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項と同様。）

8. 記録の閲覧

- 記録は、下記に定める日までに備え置くこと。
 - ・ 処分した微量PCB汚染廃電気機器等の各月ごとの種類及び数量については、翌月の末日

行政だより

- ・微量PCB汚染廃電気機器等を処理したものが無害化の基準に適合していることを確認するための試験に関する事項、燃焼室内の燃焼ガスの温度の測定等については、当該試験等の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- ・ばいじんの除去を行った年月日等については、除去を行った日の属する月の月末の末日
- b. 記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。
- c. 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

9. 記録する事項

- a. 処分した微量PCB汚染廃電気機器等の各月ごとの種類及び数量
- b. 微量PCB汚染廃電気機器等を処理したものが無害化の基準に適合していることを確認するための試験に関する事項
- c. 焼却施設にあっては、燃焼室中の燃焼ガスの温度の測定に関する事項など（規則第12条の7の3第1号に規定する産業廃棄物処理施設である焼却施設に係る記録する事項と同じ。）
- d. 分解施設にあっては、反応中の混合物の温度の測定に関する事項など（規則第12条の7の3第4号に規定する産業廃棄物処理施設である分解施設に係る記録する事項と同じ。）
- e. 洗浄施設にあっては、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度の測定に関する事項など（規則第12条の7の3第4号に規定する産業廃棄物処理施設である洗浄施設に係る記録する事項と同じ。）
- f. 分離施設にあっては、分離設備内の温度及び圧力の測定に関する事項など（規則第12条の7の3第4号に規定する産業廃棄物処理施設である分離施設に係る記録する事項と同じ。）

10. 環境大臣に報告する事項

- a. 無害化処理生成物の種類、性状、数量及び処分方法ごとの処分量
 - b. 無害化処理生成物が利用される場合には、その利用状況
- * 無害化処理の用に供する施設が廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、無害化処理を行い、又は行おうとする者が規則第12条の7に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理の基準に従い、維持管理を行うことができる者であること（規則第12条の12の17第4号）及び当該施設が規則第12条の2に規定する産業廃棄物処理施設の基準に適合していること（規則第12条の12の18第2号）が必要となる。ただし、規則第12条の12の19において準用する規則第6条の24の7に定める無害化処理の認定の特例として、環境大臣が定める基準に従い無害化処理の用に供する施設の維持管理をすることができ、かつ、当該施設が環境大臣が定める基準に適合している場合は、産業廃棄物処理施設に係る基準は適用しないとされている。
4. 及び5. の基準は、これらの「環境大臣が定める基準」に当たる。

お知らせ

産廃処理業 優良性評価制度 「排出事業者向け新サービス」スタート

環境省の産業廃棄物処理業優良性評価制度は、優良な産業廃棄物処理業者が市場において優位にたてるようにし、排出事業者は自らの判断により優良な処理業者を選択できるようにする制度です。

優良化を目指す産業廃棄物処理業者は、本評価制度に基づき、インターネットで情報公開をしており、排出事業者も、これらの公開情報を基に、廃棄物の種類や地域等を条件に処理業者を検索しています。

排出事業者の皆さまからの「委託先の公開情報が、いつ、どのように変更されたかを教えてほしい。」などのご要望に応えるため、このたび新サービス（無料）を開始しました。排出事業者は、処理委託先業者を「お気に入り登録」すると、その業者が情報更新したときにメールでお知らせが届き、変更箇所を確認できます。

また、許可条件を「お気に入り」登録すると、条件一致する処理業者が新たに現れたとき等にメールが届き、新たな処理委託先として検討することができます。本サービスのサイトでは、上記の情報を一元的かつ効率的に閲覧・管理できます。

詳細は、下記URLで紹介していますのでご参照ください。

http://www.sanpainet.or.jp/HomePage/Business05/manual_haishutsu.html
(サービスの概要や操作マニュアルのご案内)

<問合せ先>

(財)産業廃棄物処理事業振興財団優良化事業推進チーム

電話 03-3526-0155(代表)

募集

次号の Clean Life に御社の広告を掲載しませんか？
詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。

<問合せ先>

(社)大阪府産業廃棄物協会

事務局 電話 06-6943-4016

広告

O S K 通 信

O S K / t s u s h i n

ここでは、社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成21年5月～平成21年7月）の概要を紹介します。

大阪府産業廃棄物不適正処理 対策会議啓発部会

日 時：平成21年5月14日（木曜日）
場 所：大阪赤十字会館 3階 303会議室
議 題：平成21年度産業廃棄物不適正処理防止推進事業計画（案）について
平成21年度産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間（6月期）事業（案）について

CSR研修会

日 時：平成21年5月25日（月曜日）
場 所：スイスホテル南海大阪（浪華の間）
参加者：145名
内 容：演題「産業廃棄物処理業におけるCSRに対する考え方」
講師 法政策調査委員 田中靖訓氏



大阪府アスベスト飛散防止推進会議

日 時：平成21年6月19日（金曜日）
場 所：大阪府庁別館 6階 市町村職員研修研究センター会議室 2号
参画者：河野俊二（理事兼再生処分会長）

議 題：国・府におけるアスベスト対策の取組等について
関係団体におけるアスベスト対策の取組等について、等

社団法人全国産業廃棄物連合会地方功労者 ・地方優良事業所・優良従事者表彰

日 時：平成21年6月19日（金曜日）
場 所：明治記念館
受賞者：地方功労者表彰

株式会社マルサン
取締役会長 三野千明

地優良事業所表彰

株式会社金城商事
株式会社セイカ
株式会社姫路環境サービス

優良従事者表彰

エスク三ツ川株式会社 藤原博人
株式会社植田建設 宮元勝明
近畿環境興産株式会社 荒木安夫



新公益法人への移行準備に係る マニフェスト経理事務等の情報交換会

日 時：平成21年7月6日（月曜日）
場 所：社団法人全国産業廃棄物連合会会議室
参画者：田尾利光（事務局長）
内 容：今後の紙マニフェスト関係の経理処理に

ついて

独立行政法人国際協力機構集団研修 (大阪アジア3Rサポート事業)

日 時：平成21年7月22日（水曜日）
場 所：社団法人大阪府産業廃棄物協会会議室
講 師：龍野浩一（事務局次長）
研修内容：産業廃棄物の適正処理と大阪府産業廃棄物協会の役割
履 修 生：アルジェリア、エルサルバドル、フィリピン



社団法人全国産業廃棄物連合会 近畿地域協議会

日 時：平成21年7月24日（金曜日）
場 所：クラウンプラザ神戸
出席者：國中賢吉（会長）、田中正敏（副会長）、
浜野廣美（副会長）白坂悦夫（副会長）、
三ッ川卓生（副会長）

共生の森づくり・草刈りイベント

日 時：平成21年7月26日（日曜日）
場 所：堺第7-3区「共生の森」
主 催：大阪府
運営協力：特定非営利活動法人大阪府民環境会議
参加者数：約175名

内 容：植樹したエリアの草刈り・手入れ



株式会社神戸製鋼所社内研修会

日 時：平成21年7月29日（水曜日）
場 所：株式会社神戸製鋼所
講 師：田尾利光（事務局長）

その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、社団法人全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会に参画しました。

新規入会会員紹介

賛助会員

株式会社 JALUX 関西支店

代 表 者	支店長 西 村 重 信
住 所	〒550-0001 大阪市西区土佐堀 1 丁目 3 番 7 号 肥後橋シミズビル 9 階
電 話 番 号	06-6448-6234
FAX 番 号	06-6448-6230
業 務 内 容	航空機関連事業

株式会社 日刊市況通信社

代 表 者	代表取締役 小 山 正
住 所	〒542-0073 大阪府中央区日本橋 1 丁目17番20号 日本橋丸中ビル 5 階
電 話 番 号	06-6631-5651
FAX 番 号	06-6631-5725
業 務 内 容	鉄スクラップ（製鋼原料）の専門紙発刊



企業の排出事業者責任が問われています。
リスク管理は万全ですか？



平成 21 年度

廃棄物管理士講習会

（産業廃棄物排出事業者講習会）

環境行政の経験豊富な大阪府等行政OBを講師に迎え、
廃棄物処理法の解説をします！

●開催期日

開催期日		受講日数	定員
平成21年	10月23日(金曜日)	1日	150名
平成22年	1月29日(金曜日)	1日	150名
平成22年	3月5日(金曜日)	1日	150名

●会 場：

大阪府農林会館



本講習会修了者には、（社）大阪府産業廃棄物協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。

また本講習会は、「堺市が施行した循環型社会形成推進条例に基づく産業廃棄物管理責任者」として従事する要件を満たすためのものとしても、ご利用いただけます。



大阪会場：大阪府農林会館
大阪市中央区馬場町3-35



実施機関



社団法人大阪府産業廃棄物協会
大阪市中央区谷町3丁目4番5号 中央谷町ビル5階
TEL：06-6943-4016

受付機関



関西環境保全事業協同組合
大阪市中央区谷町3丁目4番5号 中央谷町ビル4階
TEL：06-6920-9292

平成20年度 暴力団の不当要求等介入事例実態調査事業報告書

平成21年 3 月

環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

調査の概要

1-1. 調査の目的

本調査の目的は、近年、暴力団は組織実態を隠蔽する動きを強めるとともに、活動形態において企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標榜するなど、さらに行為の不透明化が進んでいるところである。

そのような中で、平成18年7月、政府に設置された暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム（現暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム）により、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が取りまとめられ、平成19年6月には同指針が犯罪対策閣僚会議において報告・了承された。

これを機に環境省としても全国の産業廃棄物処理業者に同指針を普及啓発するとともに、産業廃棄物処理業界への暴力団の介入排除に努め、最終的にはクリーンな産業廃棄物処理業界の構築を目的に、まずは産業廃棄物処理業界への不当要求等の実態を調査するとともに、その個別事例を収集するものである。

1-2. 調査の内容

【選択式】

◆回答者の属性について

産業廃棄物処理業の許可種別、組織形態、規模（従業員数）、所在地（都道府県）、
産業廃棄物協会加入の有無

◆欠格要件及び反社会的勢力による被害を防止するための指針の認知度について

◆暴力団等の反社会的勢力からの不当要求について

◆暴力団等の反社会的勢力対策の取組について

◆廃棄物の不適正処理について

【記述式】

◆今までに暴力団等反社会的勢力からの不当要求があった際の具体的な内容

◆廃棄物の不適正処理に暴力団等反社会的勢力が関わっていることについての具体的な内容

1-3. 調査の設計

◆調査地域 全国

◆調査対象 産業廃棄物処理業者（許可業者）

◆標本数 4,700サンプル

◆抽出方法 全国の各47 都道府県から100 サンプルを選定

◆調査方法 郵送による配布及び回収

◆調査期間 平成20年12月1日(月)～12月25日(木)

1-4. 回収結果

発 送 数	4,700件
不 明 戻 り	75件
回 収 数	1,872票
無 効 票 数	22票
有効回収数(N)	1,850票
有効回収率	39.4%

1-5. 集計にあたって

◆単数回答の設問について、回答者割合の%値は小数点第2位を四捨五入してあるので、合計が100.0%にならない場合がある。

◆「N」は有効回答者数を示し、「n」は該当者の回答者数を示している。

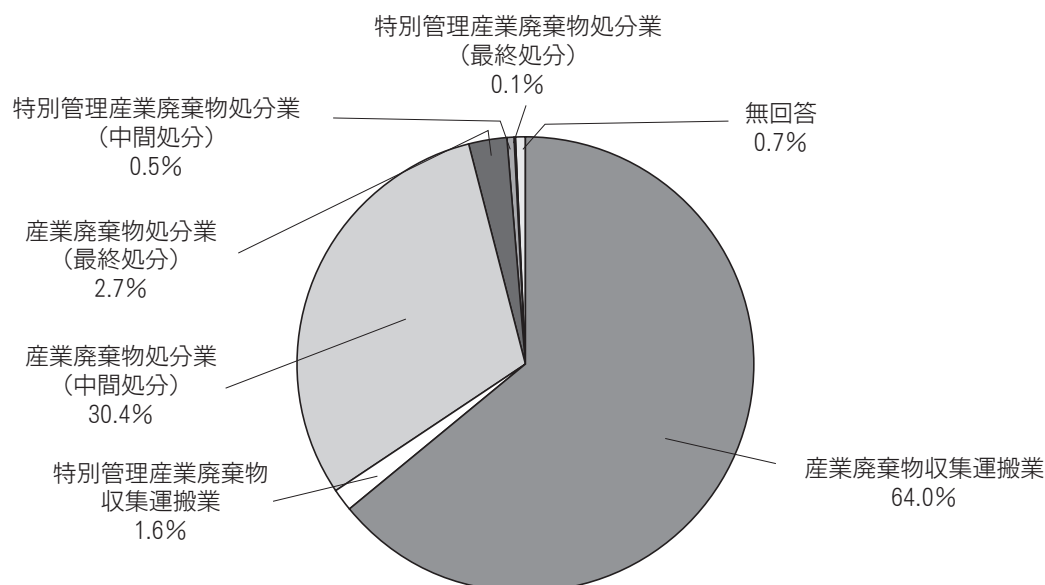
2. アンケート調査の結果

2-1. 回答者の属性

(1) 産業廃棄物処理業の許可種別

全ての回答者に、取得している産業廃棄物処理業の許可種別について尋ねたところ（複数の許可種別を取得している場合は主たるものを1つ）、「産業廃棄物収集運搬業」が64%、続いて「産業廃棄物処分業（中間処分）」が約3割を占めている。

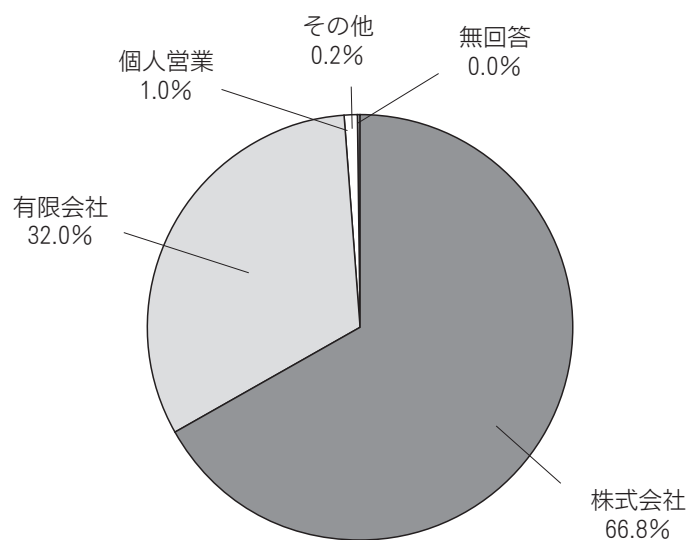
N=1850、有効回答率 99.3%



（２）組織の形態

全ての回答者に組織の形態について尋ねたところ、「株式会社」が約67%、続いて「有限会社」が32%であり、大半を法人が占めている。

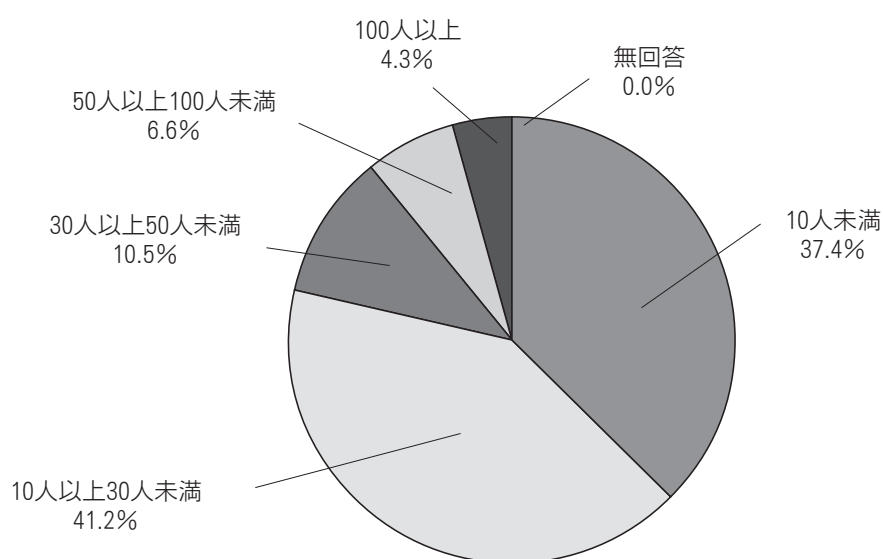
N=1850、有効回答率 100.0%



（３）組織の規模

全ての回答者に、組織の規模（従業員・役員等も含む常勤者数）について尋ねたところ、「10人以上30人未満」が約41%、続いて「10人未満」が約37%であり、30人未満の組織が8割近くを占めている。

N=1850、有効回答率 100.0%



（４）所在地

全ての回答者に所在地（都道府県）について尋ねたところ、都道府県ごとに100件抽出した標本数の中から25～56件の回答を得ている。山形県、岩手県、福井県、滋賀県は50%以上の回収率となっており、茨城県、熊本県、栃木県は30%未満となっている。

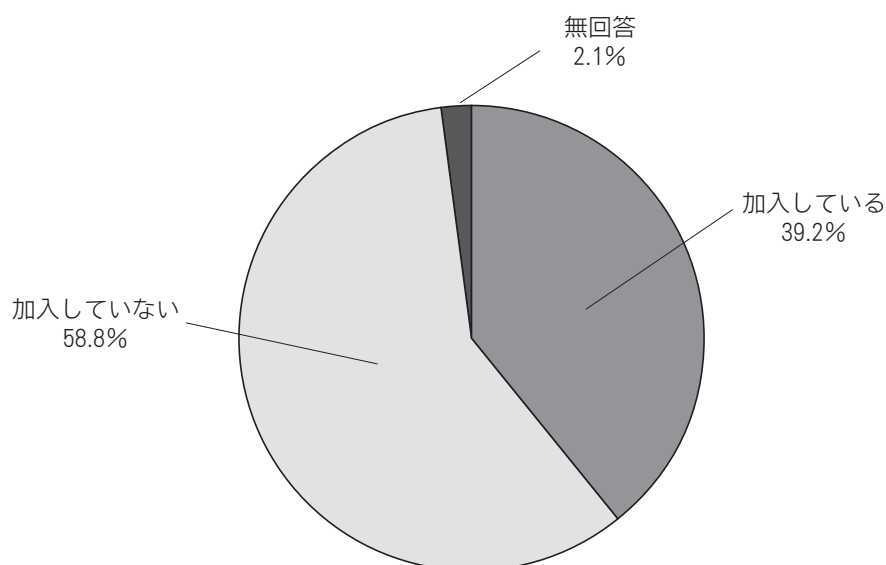
N=1850、有効回答率 99.3%

No.	都道府県	回収数	割合(%)	No.	都道府県	回収数	割合(%)	No.	都道府県	回収数	割合(%)
1	北海道	40	2.2	17	長野県	46	2.5	33	岡山県	30	1.6
2	青森県	49	2.6	18	静岡県	44	2.4	34	広島県	42	2.3
3	岩手県	55	3.0	19	富山県	41	2.2	35	山口県	40	2.2
4	宮城県	44	2.4	20	石川県	46	2.5	36	徳島県	31	1.7
5	秋田県	49	2.6	21	福井県	51	2.8	37	香川県	32	1.7
6	山形県	56	3.0	22	岐阜県	44	2.4	38	愛媛県	32	1.7
7	福島県	32	1.7	23	愛知県	44	2.4	39	高知県	41	2.2
8	茨城県	25	1.4	24	三重県	36	1.9	40	福岡県	42	2.3
9	栃木県	29	1.6	25	滋賀県	50	2.7	41	佐賀県	46	2.5
10	群馬県	30	1.6	26	京都府	30	1.6	42	長崎県	37	2.0
11	埼玉県	36	1.9	27	大阪府	32	1.7	43	熊本県	25	1.4
12	千葉県	37	2.0	28	兵庫県	38	2.1	44	大分県	31	1.7
13	東京都	41	2.2	29	奈良県	32	1.7	45	宮崎県	36	1.9
14	神奈川県	43	2.3	30	和歌山県	41	2.2	46	鹿児島県	39	2.1
15	新潟県	47	2.5	31	鳥取県	30	1.6	47	沖縄県	35	1.9
16	山梨県	46	2.5	32	島根県	34	1.8		無回答	13	0.7
									合 計	1,850	100.0

（５）都道府県産業廃棄物協会への加入の有無

全ての回答者に、都道府県産業廃棄物協会に加入しているかを尋ねたところ、「加入していない」が6割近くを占めており、「加入している」が4割弱となっている。

N=1850、有効回答率 97.9%

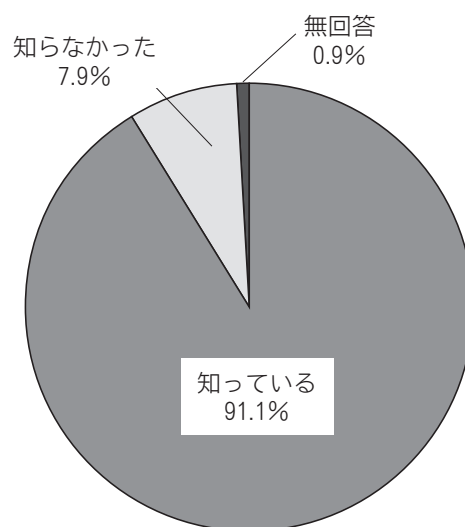


2-2. 欠格要件及び反社会的勢力による被害を防止するための指針の認知度

(1) 欠格要件の認知度

全ての回答者に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条」で規定している欠格要件である、「役員が暴力団員、暴力団員が事業活動を支配する者等は、産業廃棄物処理業の許可を取得できない。」を知っているかを尋ねたところ、「知っている」との回答が9割以上を占めている。

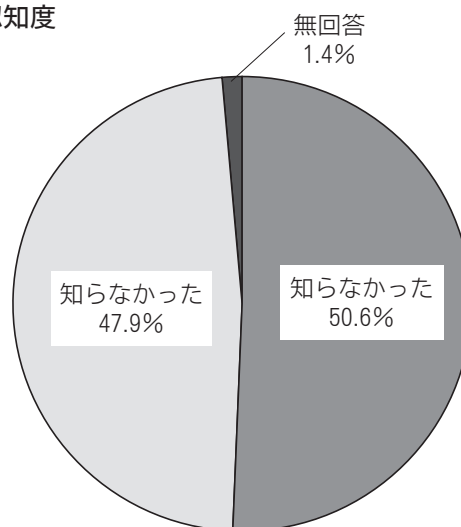
N=1850、有効回答率 99.1%



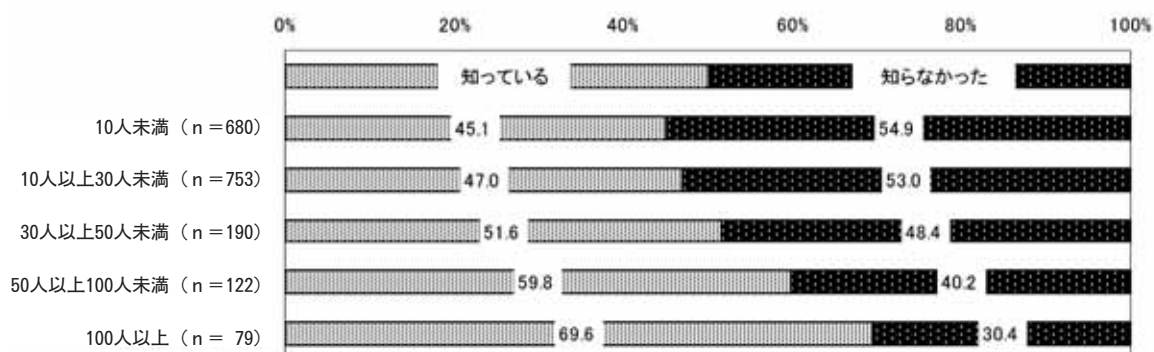
(2) 反社会勢力による被害を防止するための指針の認知度

全ての回答者に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を政府が策定したことを知っているかを尋ねたところ、「知らなかった」との回答が約半数を占めている。

N=1850、有効回答率 98.6%



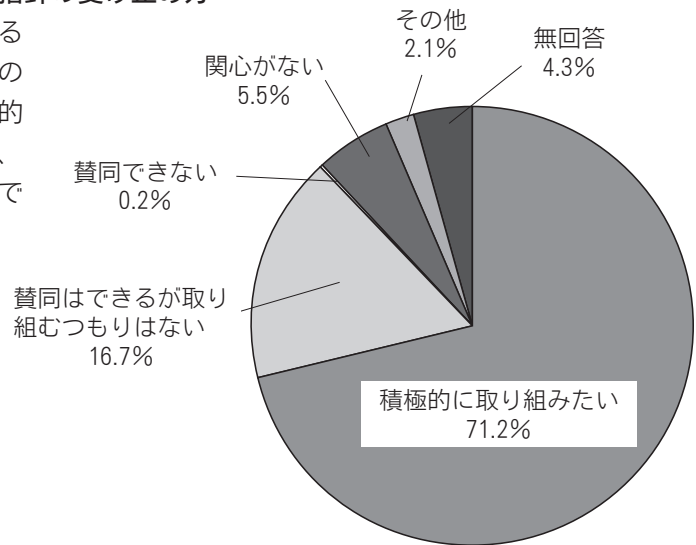
前記の設問について、回答者の組織の規模別に見てみると、従業員数が多い企業ほど「知っている」との回答が多くを占める傾向が見られる。



（３）反社会勢力による被害を防止するための指針の受け止め方

全ての回答者に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の概要を見てどのように受け止めるかを尋ねたところ、「積極的に取り組みたい」が７割以上となっており、「賛同はできるが取り組むつもりはない」までを含めると９割近くを占めている。

N=1850、有効回答率 95.7%

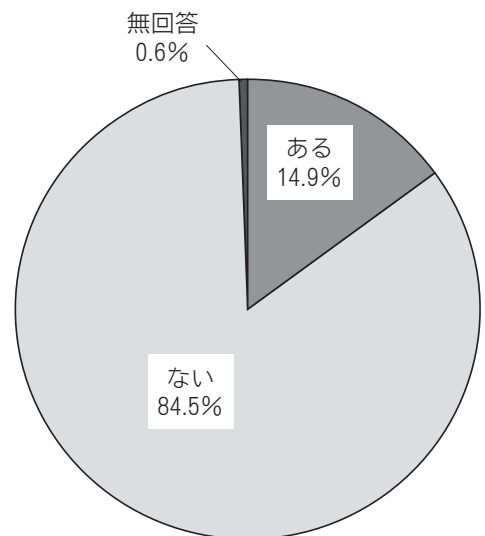


２－３．暴力団等反社会的勢力からの不当要求

（１）暴力団等反社会的勢力からの不当要求の有無

全ての回答者に暴力団等の反社会的勢力から不当要求を受けたことがあるかを尋ねたところ、「ある」との回答が約15%を占めている。

N=1850、有効回答率 99.4%

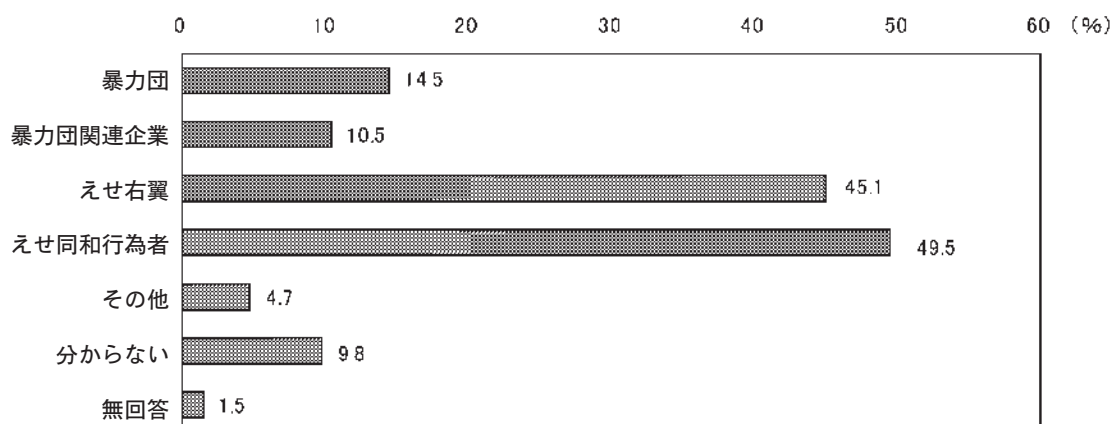


（２）暴力団等反社会的勢力からの不当要求の詳細

①不当要求を行ってきた者の身分

「不当要求を受けたことがある」との回答者に、不当要求を行ってきた者の身分を尋ねたところ、「えせ同和行為者」「えせ右翼」が最も多い。

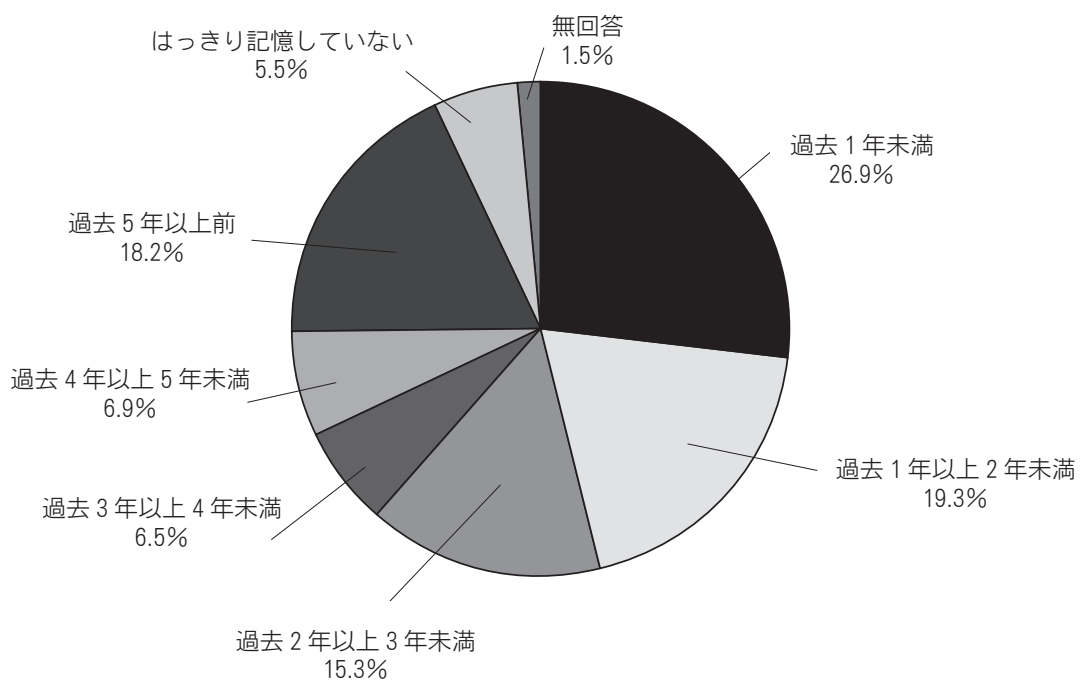
複数回答、n = 275、有効回答率 98.5%



②不当要求があった時期

「不当要求を受けたことがある」との回答者に、不当要求があった時期（直近）について尋ねたところ、「過去1年未満」との回答が約27%を占めている。

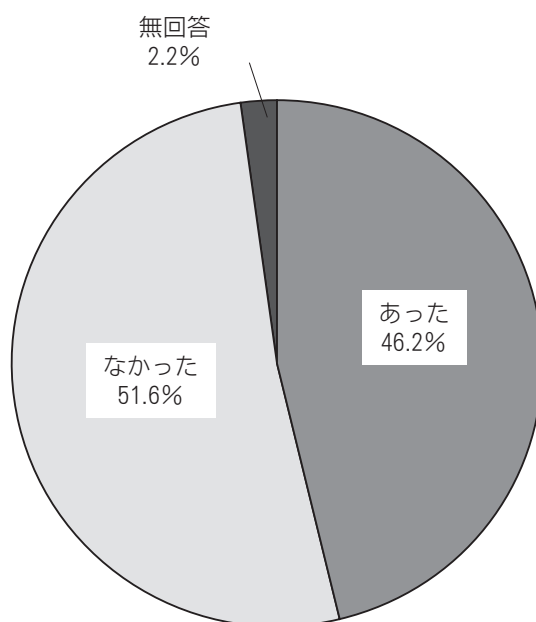
n = 275、有効回答率 98.5%



③不当要求を受けた際の嫌がらせの有無

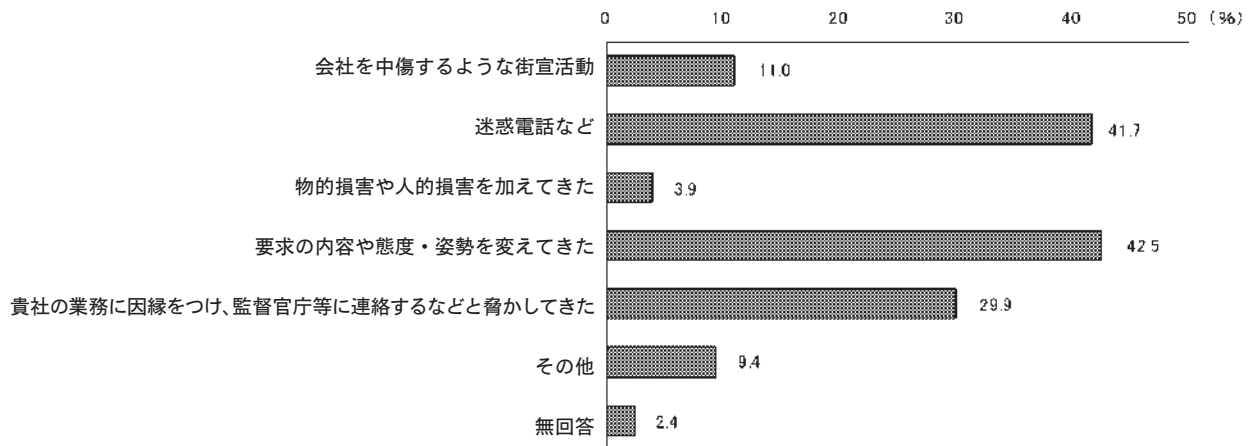
「不当要求を受けたことがある」との回答者に、不当要求を受けた際に何らかの「嫌がらせ」があったかどうかを尋ねたところ、「あった」との回答が約46%を占めている。

n = 275、有効回答率 97.8%



前記の設問で、「不当要求を受けた際に何らかの嫌がらせがあった」との回答者に、具体的にどのような嫌がらせだったかを尋ねたところ、「要求の内容や態度・姿勢を変えてきた」「迷惑電話など」が多くを占めている。

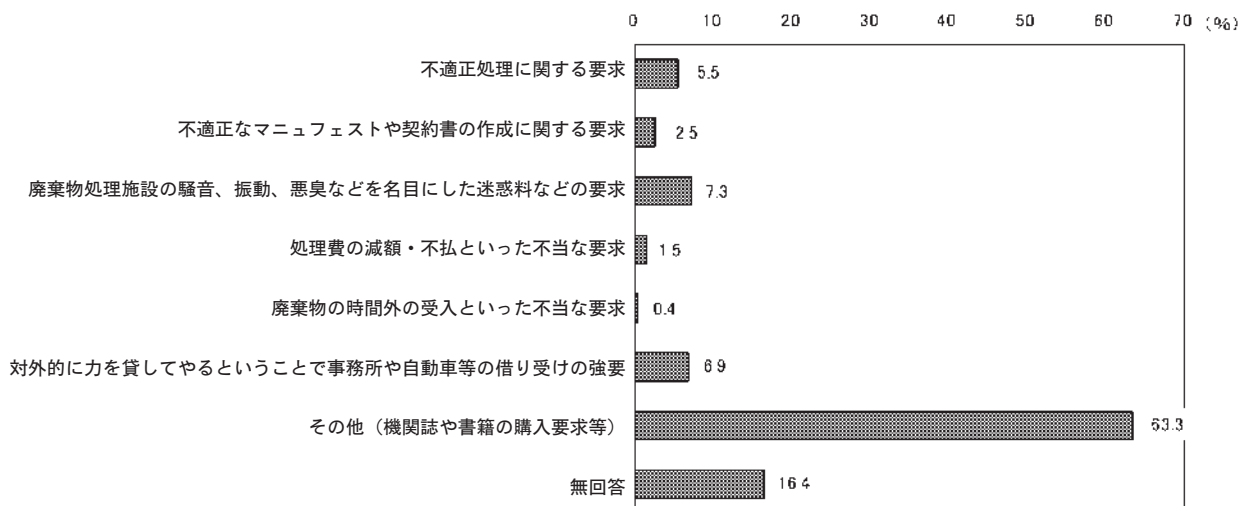
複数回答、n = 127、有効回答率 97.6%



④不当要求の内容

「不当要求を受けたことがある」との回答者に、不当要求の内容について尋ねたところ、「機関誌や書籍の購入要求等」が大半を占めている。

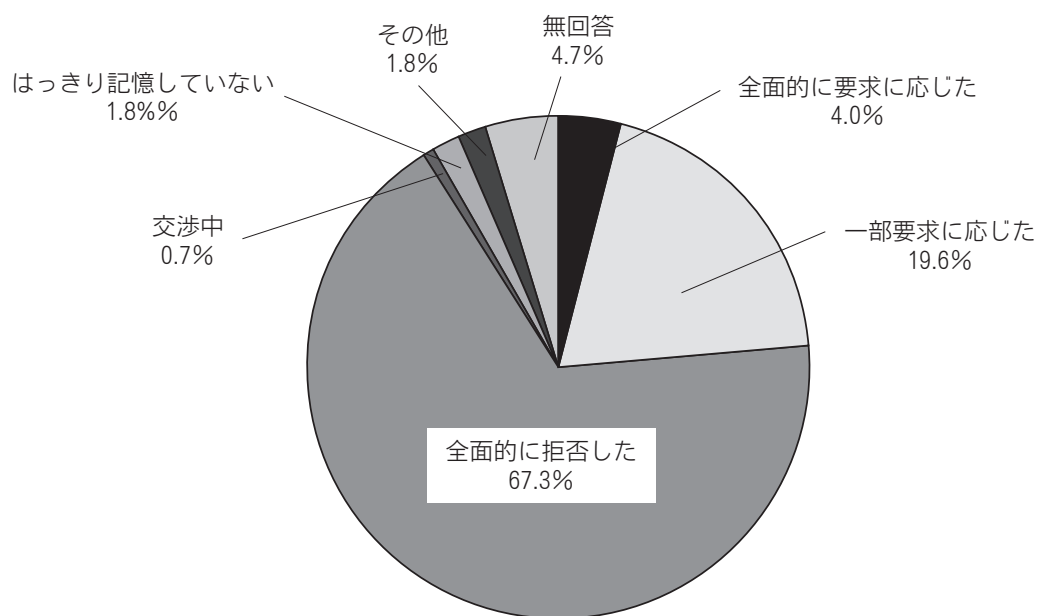
複数回答、n = 275、有効回答率 83.6%



⑤ 不当要求された時の対応

「不当要求を受けたことがある」との回答者に、不当要求された時に回答者がどのように対応したかを尋ねたところ、「全面的に拒否した」との回答が約67%と多くを占めている。

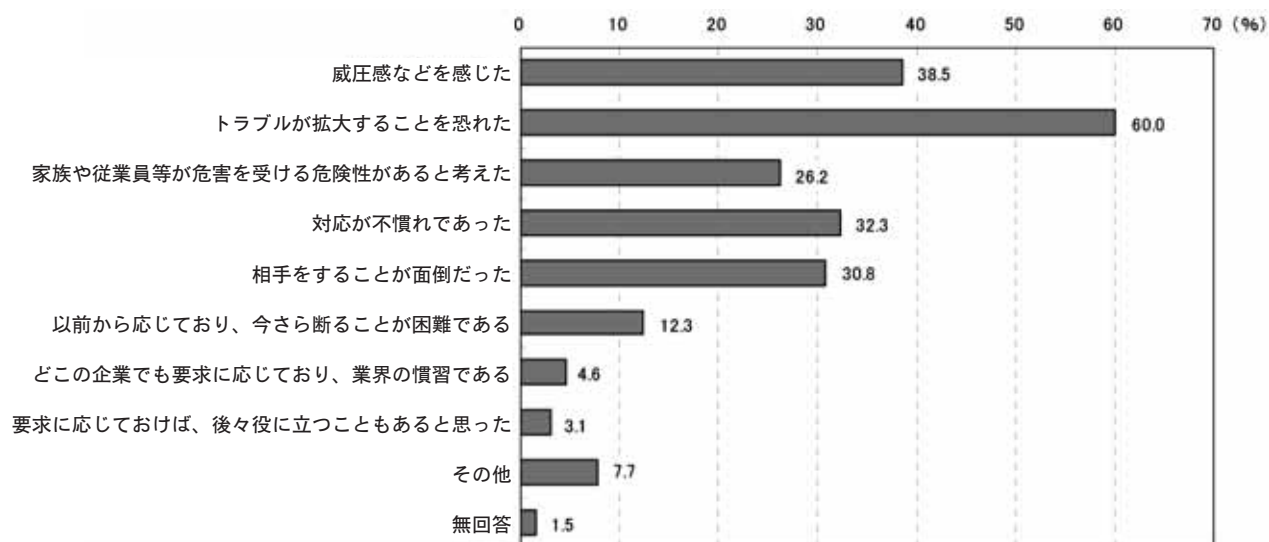
n = 275、有効回答率 95.3%



⑥ 不当要求に応じた理由

不当要求された時に「全面的に要求に応じた」または「一部要求に応じた」との回答者に、不当要求に応じた理由を尋ねたところ、「トラブルが拡大することを恐れた」との回答が6割と最も多くを占めている。

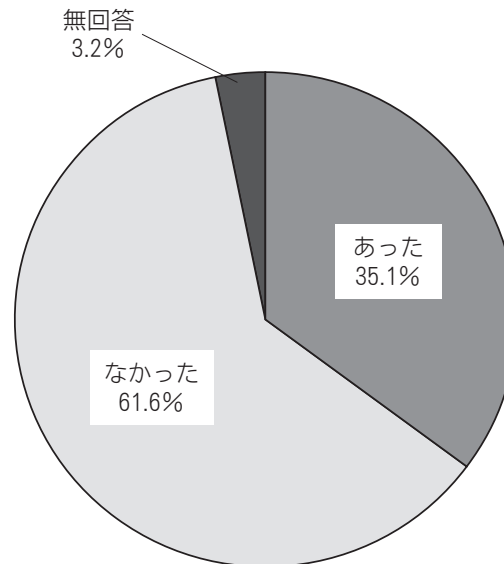
複数回答、n = 65、有効回答率 98.5%



⑦不当要求を全面的に拒否した際の嫌がらせの有無

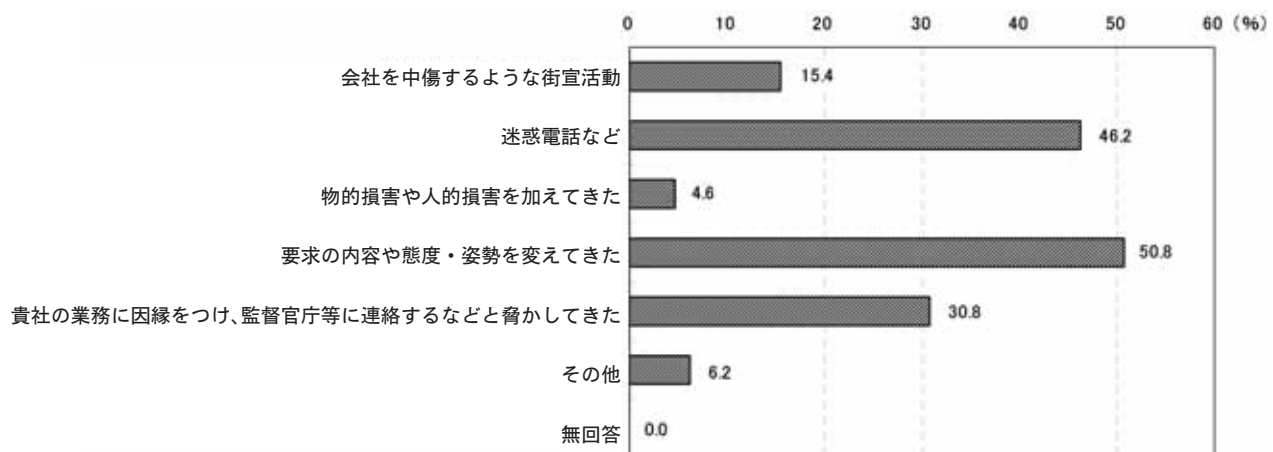
不当要求された時に「全面的に拒否した」との回答者に、拒否した際に相手方から何らかの嫌がらせがあったかどうかを尋ねたところ、「あった」との回答が約35%を占めている。

n = 185、有効回答率 96.8%



前記の設問で、「全面的に拒否した際に何らかの嫌がらせがあった」との回答者に、具体的にどのような嫌がらせだったかを尋ねたところ、「要求の内容や態度・姿勢を変えてきた」「迷惑電話など」が多くを占めている。

複数回答、n = 65、有効回答率 100.0%



⑧今後の対応

不当要求された時に「交渉中」との回答者に、今後どのような対応を考えているかを尋ねたところ、1件は「要求に応じることやむを得ないと考えている」と回答している。

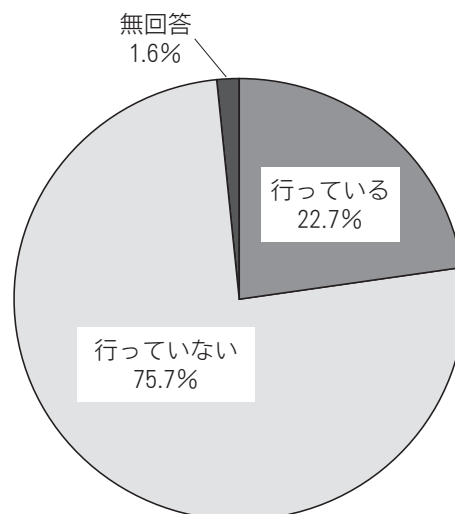
n = 2、有効回答率 50.0%

2-4. 暴力団等の反社会的勢力対策の取組

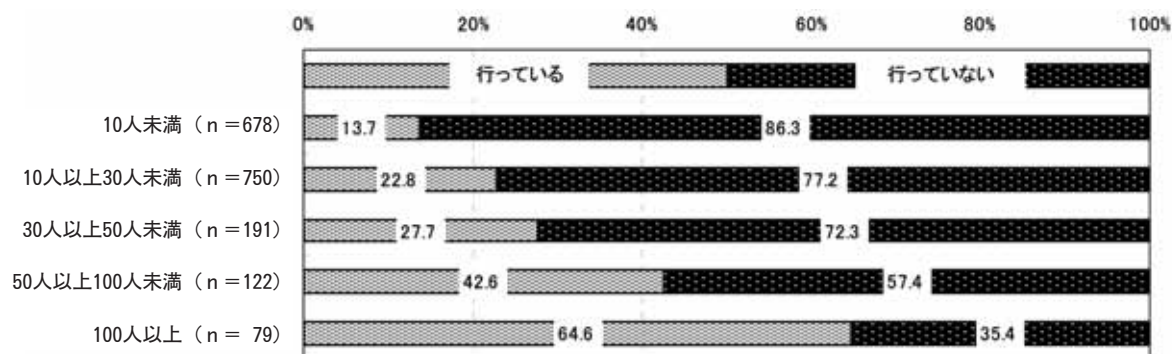
(1) 暴力団等反社会的勢力への取組の有無

全ての回答者に、暴力団等の反社会的勢力への対策として何らかの取組を行っているかを尋ねたところ、「行っている」との回答が約23%を占めている。

N=1850、有効回答率 98.4%



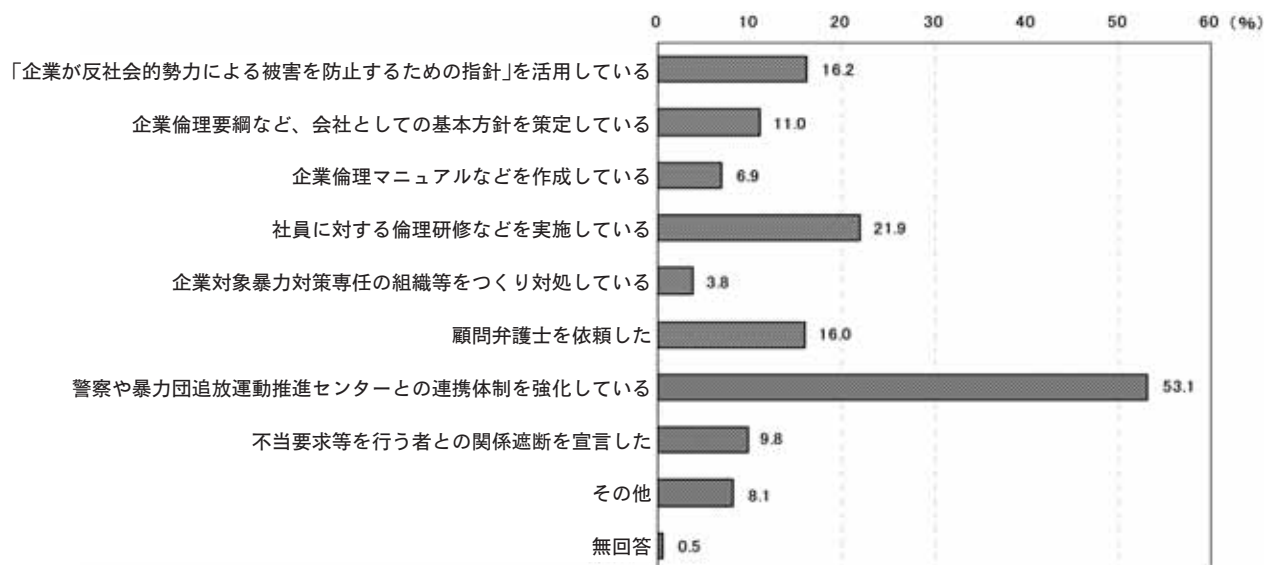
前記の設問について、回答者の組織の規模別に見てみると、従業員数が多い企業ほど「行っている」との回答が多くを占める傾向が強く見られる。



(2) 暴力団等反社会的勢力対策の取組内容

暴力団等反社会的勢力への取組を「行っている」との回答者に、具体的な取組の内容を尋ねたところ、「警察や暴力団追放運動推進センターとの連携体制を強化している」との回答が最も多く半数以上を占めている。

複数回答、n=420、有効回答率 95.5%

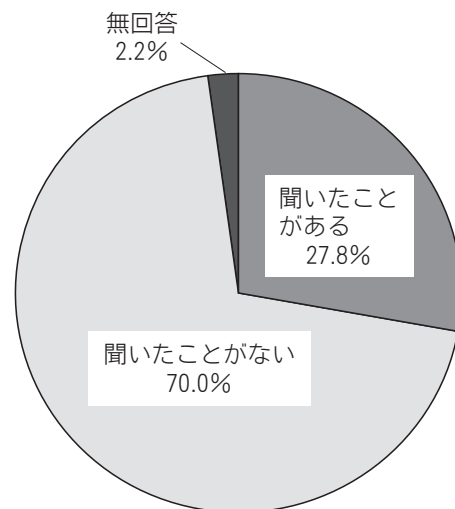


2-5. 廃棄物の不適正処理

(1) 廃棄物の不適正処理を行っている廃棄物処理業者等

全ての回答者に、過去1年間で廃棄物の不適正処理を行っている廃棄物処理業者・無許可業者がいるという話を聞いたことがあるかを尋ねたところ、「聞いたことがある」との回答が約28%を占めている。

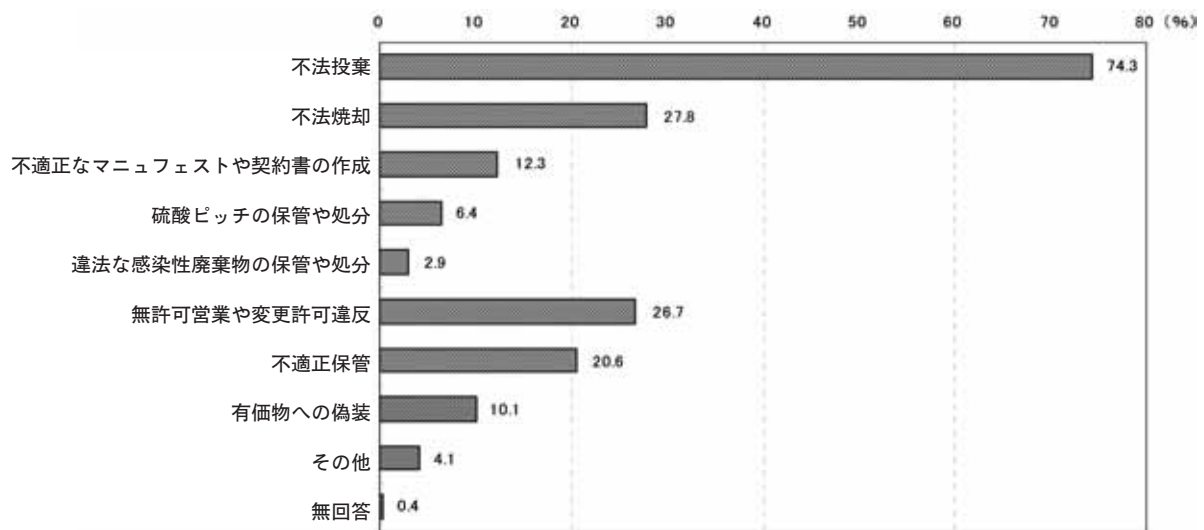
N=1850、有効回答率 97.8%



(2) 廃棄物の不適正処理の内容

廃棄物の不適正処理を行っている廃棄物処理業者・無許可業者がいるという話を「聞いたことがある」との回答者に、具体的な不適正処理の内容を尋ねたところ、「不法投棄」が約74%と最も多くを占めている。

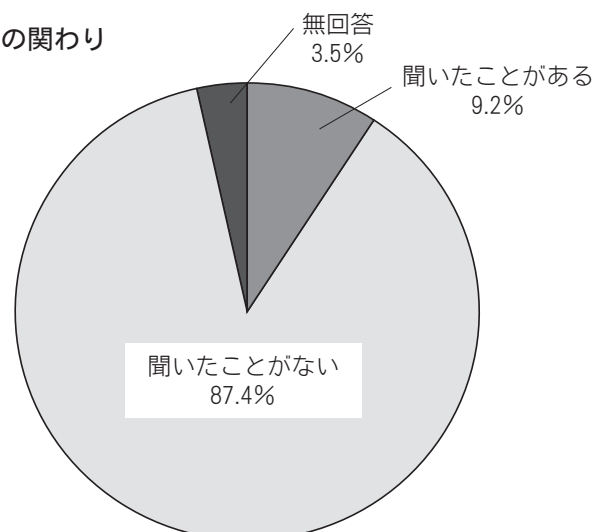
複数回答、n=514、有効回答率 99.6%



(3) 廃棄物の不適正処理と暴力団等反社会的勢力との関わり

全ての回答者に廃棄物の不適正処理に、暴力団等反社会的勢力が関わっているという話を聞いたことがあるかを尋ねたところ、「聞いたことがある」との回答が約9%を占めている。

N=1850、有効回答率 96.5%



インターネット情報サービス

「MR Navi」

(エムアールナビ)

がスタート

鉄・非鉄スクラップの相場情報を中心に、金属リサイクルの動向を報道する日刊市況通信社（本社・大阪市中央区、TEL06・6631・5651）は、金属リサイクル関連事業者検索サイト「MR Navi」を開設した。産廃回収時や選別時に発生する鉄・非鉄スクラップなど、有価物の持込先を無料で検索できることから、産廃や解体業者、排出事業者からの閲覧数が急増している。

サイトは「日刊市況通信」ホームページ内に設置。企業名（一部でも可）や都道府県別に一覧表示できるほか、扱い品目（鉄・非鉄・自動車・その他）、地図上から検索できる。掲載されている企業は、連絡先や代表者など概要のほか月間扱い量、処理機械設備、業許可などの情報が表示され、企業規模・特長を理解するのに役立つ。

近年は、事業リスク分散や新たな事業分野を開拓するため、流通ルートを複数もつ企業が少なくない。また、鉄・非鉄スクラップ業界においては、買取価格や得意とする品種がそれぞれ異なることから、地域の実情にあわせた取引が行われている。相場の変化が激しい時代に突入した今、確かな事業展開のための情報ツールとして、同サイトも含め、インターネット情報を活用していきたい。

広告

金属リサイクルのすべてをここに

金属リサイクル企業
検索システム

MRNavi

日刊市況通信HPで7月1日スタート

掲載企業数

金属リサイクル事業者	全国約550社(1,520事業所)
加工処理設備メーカー等	約40社
行政・関連団体	約50団体
製鋼・精錬メーカー・商社等	約120社

金属リサイクル関連企業検索システム「MRNavi」(エムアールナビ)が7月1日から、日刊市況通信ホームページでスタートします。

掲載企業は、金属リサイクル事業者全国約550社(1,520事業所)、加工処理設備メーカー等約40社、行政・関連団体約50団体、製鋼・精錬メーカー・商社等約120社。世界でも他に例のない規模の金属リサイクル事業に特化した検索サイトです。

金属リサイクル事業者の掲載項目は、代表者、住所などの企業概要のほか、主要加工設備、許可取得

状況、取扱数量などなど、その企業の特長を知ることができます。加工処理機械メーカー等の企業情報も含めて、掲載企業情報は、日刊市況通信HPのトピックス記事などに連動、基本的な企業情報と最新の動向を一括してご覧いただけます。

その他、行政・関連団体、需要家、流通商社のリンク集も掲載、「金属リサイクルのすべてをここに」をコンセプトに、日刊市況通信HPで関連事業者の全てをつかむことができるサイトを目指します。日刊市況通信社の新たなサービスにご期待下さい。

MRNaviトップページ 会社名・都道府県別検索



MRNavi 3つの 検索機能

- ①企業名で検索
会社名を漢字、ひらがなの両方で検索可能。全国1,520事業所からお探しの企業を検索できます。部分一致、AND検索が可能です。
- ②都道府県別に一覧表示
都道府県別に金属リサイクル事業者を一覧表示。さらに扱い品目(鉄・非鉄・自動車・その他)で絞り込み検索ができます。
- ③地図からピンポイント検索
地図の中から、見つけたい場所の事業者をピンポイントで検索できます。

地図からのピンポイント検索



MRNaviへの新規掲載のお問い合わせは日刊市況通信社 (info@mrj.jp) まで。

※『全国メタルリサイクル名鑑』へ広告を掲載していただいたお客様の企業情報は、1年間無料で掲載いたします。



事業所別に検索結果表示

<http://www.mrj.jp>

Member

会員紹介

Information

会社名	株式会社 R A C 関西		
住所	大阪府堺市西区築港新町4丁2番3号		
代表者名	國中 賢 吉	代表社役職	代表取締役
従業員数	70名	会社設立日	平成15年5月22日
U R L	http://www.rac-kansai.co.jp/index.html		

I N T E R V I E W



代表取締役

國中 賢 吉

インタビュー

Q 1

本日は、お忙しい中有難うございます。
まずRAC関西の施設についてお聞かせ下さい

國中：RAC関西の施設を見ていただいたと思いますが、弊社の処理能力は1日500トンあります。産業廃棄物の高度選別を行い、再資源化率は95%と、高い目標を掲げています。これを例えていいますと、「象」1頭を1トンとすれば、象1頭分の重さの廃棄物から出る残渣は50キロ、おとなの女の人1人分くらいの重さしか出ない計算になります。

Q 2

RAC関西の施設は大阪府エコタウンプラン事業として、
処理業者の皆さんには大変なじみの深い堺第7-3区
(最終処分場跡地)にあるのですが？

國中：平成17年7月に国から大阪府エコタウンプランの承認をうけたのですが、エコタウン事業というのは簡単に言えば、循環型社会のモデル事業であると同時に、地域振興の基軸として期待される事業ということです。

ここには、混合廃棄物リサイクルアソートセンター事業としての弊社施設のほかに、4事業の施設があります。どの事業も循環型社会という大きな流れを先導する事業として期待されております。

Q 3

RAC関西では見学を積極的に
受け入れておられるそうですが？

國中：そうです。弊社では排出事業者、行政そして外国の方々の見学もありますが、小中学生の見学も積極的に受け入れています。

特に、小中学生の見学を考え、施設見学しやすいように、窓口の位置を低くした見学者コースを設置しています。また、弊社のホームページでは子供向けの「RACたんけん隊」というコーナーをつくり、事業内容や施設概要、そしてリサイクル事業を分かりやすく解説しています。

施設には200名を収容するレセプションルームもあり、施設の様子をビデオで紹介できるようにしています。これは、大半の業者は法を守って仕事をしているのに世間では産業廃棄物処理業者のイメージが悪いという現状を変えていくのには、モデルとなる工場が必要だと痛感したからです。



Q4

会社を立ち上げた頃のお話をお聞かせいただけますか？

國中：平成13年に都道府県の枠を超えて誕生した「関西環境保全事業協同組合」を母体として株式会社RAC関西を立ち上げ現在に至っています。

先ほど説明しましたように、株式会社RAC関西として、大阪府エコタウンプランの公募に参加し、100社以上の中から、5事業者が厳しい審査を経て選ばれましたが、弊社も事業者のひとつに選ばれました。

弊社が選ばれたのも、近畿二府四県の各協会の会員によって設立された関西環境保全事業協同組合をベースにした効率的な廃棄物物流ネットワークによる廃棄物量の確保体制が評価されたものと考えています。

Q5

「100年に1度」と言われるほどの不況におおわれて、日本の産業は疲弊している状況ですが、産業廃棄物処理業への影響は？

國中：無いとは言えません。ご承知のように産業活動に伴って排出される産業廃棄物を対象としておりますから、産業が疲弊しその活動が停滞している状況ですので、産業廃棄物処理に携わる企業はいま大変苦労されていると思います。

産業廃棄物の排出量についての、データを見ますと相変わらずといますか、全体としては4億トンの産業廃棄物が排出されております。ただ、業種によっては大幅に排出量が減少しているところがありますが、問題なのは不況によって廃棄物が「安きに流れる」という傾向にあることではないでしょうか。

弊社が施設見学を積極的に受け入れているのは、排出事業者の方に、その処理工程を見ていただくことによって、産業廃棄物の処理に我々がいかにかコストをかけているかを実感していただきたいとの思いがあるからです。

INTERVIEW

I N T E R V I E W

Q6

お忙しいこととは思いますが、
休日はどうにお過ごしですか？

國中：全国産業廃棄物連合会の会長も務めており、大阪と東京の往復の毎日で、趣味のための時間をとるのが最近は難しいのですが、時間があれば、私の出身である吉野で農業をしています。
最近、トマトを中心に野菜作りを行っています。なお、このような趣味を持てるのも、昔から草花をいじっていたら幸せな性格が関係しており、この自然に対する愛着や思い入れが、リサイクルに熱くなれることにもつながっているのですね。



Q7

最後に、処理業界に望むことや、
社長の夢などお聞かせいただけますでしょうか？

國中：夢はたくさんありますね。

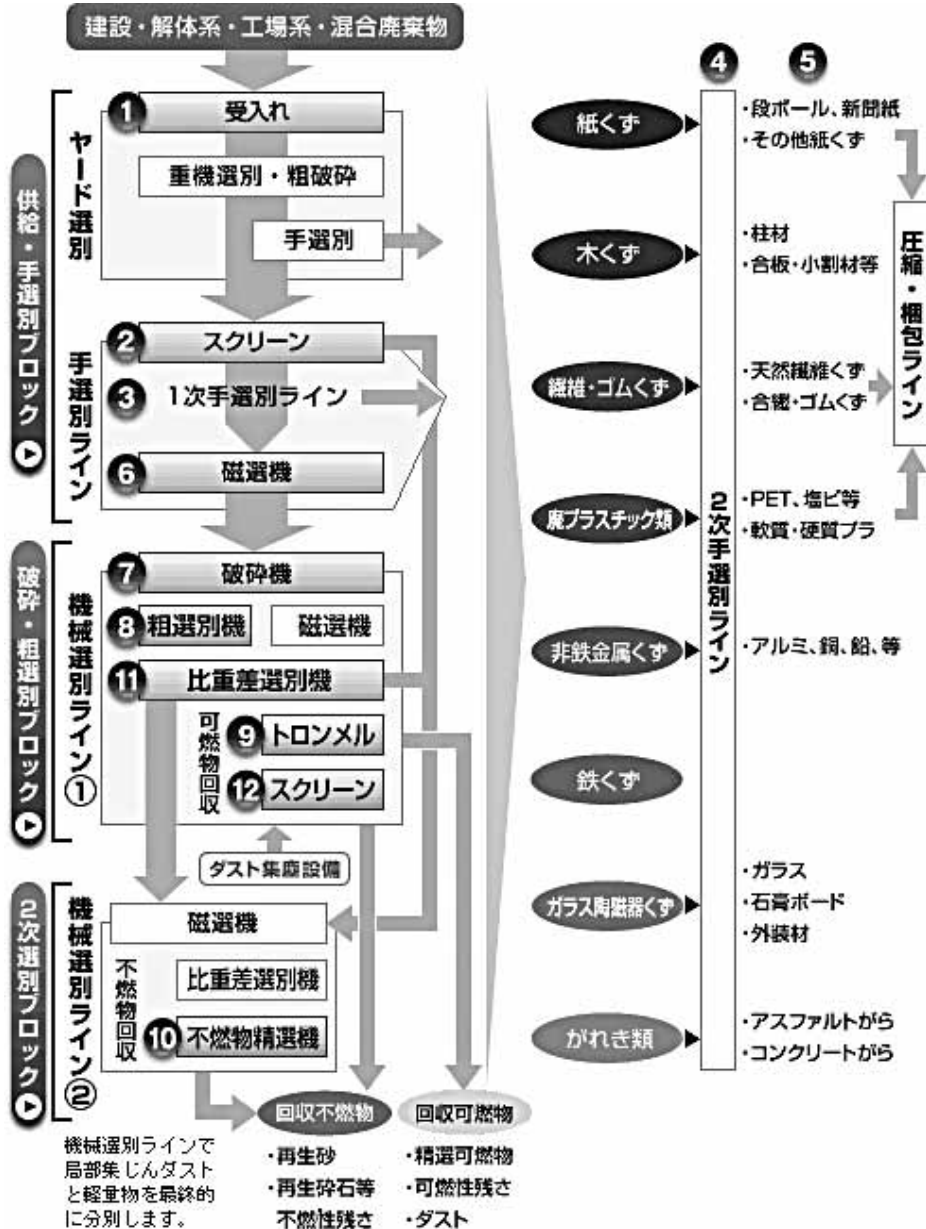
私は今の仕事を始めたのが昭和42年頃。今年で40年以上今の仕事を続けているわけですが、「この業界を社会の認知を得られるものにしたい」という思いだけは、変わらずに続けてきたと自負しております。

まあ、このような考えでこれまで突っ走ってきたわけですが、ようやく、我々の業界も地球環境レベルでも認められるようになってきたのではないのでしょうか。

私はいくつかの会社を持っておりますが、これからは、これら会社の経営を任せられる後継者を育てていかなければならないと考えております。

私が処理業界に望むことは、ようやく社会の認知を受け、世界的な環境問題の中で注目を受けている我々の業界を更に発展させること、そのための基本は人材育成に尽きると考えているので、そのような場を整備していくことが私の夢ですね。

何度も選別して純度の高い原料にリサイクルしてるのよ

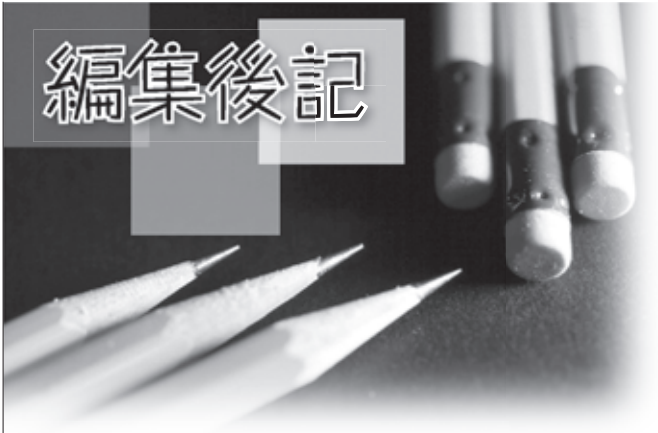


わが社のホープ！

(頑張っている若手従業員の紹介)

氏 名	大 野 孝 志
役 職	サブリーダー
自己紹介 ※主な業務内容を中心に	(株)国中環境開発で数年の修行を積み、弊社の立上げと同時期に就き4年目に入りました。当初、現場業務から始まり計量業務と現在では、営業業務に就き、私にとっては、初めての経験です。 日々、契約書に囲まれてパソコンを打っています。無知だった私も少なからず法律に対しての知識もつき、理解するのも大変ですが「面白いな～」とさえ感じることもありました。「日々、勉強」と頭におき弊社の発展と自己の成長に頑張っています。





編集後記

「Clean Life」が前号よりリニューアルいたしました。お気づきいただけましたでしょうか。

本来であれば前回のリニューアル記念号より、この"編集後記"を書かなければいけないところですが、前号は、まず「リニューアルありき」で編集が始まり、「どのような紙面にするのか」「特集はどうするのか」「誰がどの原稿を書くのか」「写真や資料はどうするのか」「印刷屋さんに渡すタイムリミットはいつか」等々に振り回され、編集後記を書くことすら失念しておりました。刷り上げたのを見て、「そういえば、"編集後記"って書かんとあかんのやろか」とやっと思い出したような次第で大変失礼申し上げます。

ということで気を取り直し、編集後記らしいことを書いてまいります。

さて、皆様、今年の夏はいかがお過ごしでしたでしょうか。梅雨がなかなか明けず、そのため気温も上らず、「土用の丑の日」もいまいち盛り上がりえないまま、8月に入り、ようやく梅雨が明けたかと思えば、すぐに立秋、そしてまた台風がやってきて…。「夏」を感じることなく、このまま涼しくなりそうな気がします。おそらくこのままいけば、平成21年は確実に「冷夏」として後世に残ることになると思います。

ところで、大阪の人は「大阪の夏は日本一暑い！」とよく自慢(?)しますが、それを裏付ける数字を見つけました。8月の平均気温は、平成12年までの30年間の平均は33.0度で全国一だそうです。さらに、平成12年から16年の猛暑日(35度以上)日数は大阪市と京都市は20日前後とほぼ互角ですが、東京都心部は4日、熱帯夜(25度以上)は大阪が47日で、東京の31日、京都の27日に圧勝しています。沖縄の那覇は日中は海風が吹くので猛暑日は1日もなく、最高気温40度を記録した熊谷市も夜間は涼しくなるそうです。決して大阪の人の思い込みではなく、本当に暑いんです。私もいつも「大阪の夏は日本一」と触れ回っているクチなので、この結果にちょっとほっとしました。決して嘘つきではなかったと…。

この38号が皆様のお手元に届くころは、既に涼風が吹く頃(あるいは、ひょっとしたら猛暑がぶり返し、がんばっているかもしれませんが)、いずれにしても夏の疲れがどっと出てくる頃ではないかと思います。体調管理には十分ご留意のうえ、実りの秋をお迎えください。

リニューアルした「Clean Life」ですが、まだまだ発展途上で、編集作業中も「あーでもない、こーでもない」と言い合っております。皆様からのご意見、ご感想などいただければ幸いに存じます。今後とも、ご贔屓賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。(事務局・T)



協会への入会のおすすめ

～協会組織の拡充強化を図るために～

当協会は、環境保全を理念とし、産業廃棄物に関する研修、普及啓発、調査研究、情報の収集、提供、指導等を行うことにより、会員の資質の向上を図り、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、調和のとれた産業の発展に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な業界として発展していくためには、業界の方々が結束することにより、組織をより強固なものにして、共存発展することが肝要であります。

協会会員の増強については、協会及び関係機関において日頃、勧誘を行っているところでありますが、社団法人としての組織率は未だ十分とはいえないのが現状であります。少数よりも多数の方の組織の拡充強化が、社会的にも発言力が強力なものとなり、説得力も増大し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましては、未加入処理業者へは、正会員として、また取引先の排出業者には賛助会員として、是非ご入会の勧誘をお願いします。

一社でも多くの方々が協会に入会されますことが、更なる発展を期するための、必要条件であります。

入会申込み方法

下記協会事務所へ電話でご連絡いただければ、
入会申込書をお送りいたします。

社団法人大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5階
TEL : 06-6943-4016 FAX : 06-6942-5314
<http://www.o-sanpai.or.jp/>



Clean Life vol.38

クリーンライフ

第38号



平成21年8月28日発行

発行責任者 社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012

大阪市中央区谷町3-4-5

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 國中 賢吉

組織広報委員長 白坂 悦夫

